

第67回（2020年度）

関東弁護士会連合会定期弁護士大会

シンポジウム次第
大会次第
会務報告
財務報告
大会宣言案
大会決議案
被感謝表彰者
関東弁護士会連合会賞受賞者
招待者名簿
物故会員名簿
その他

とき 2020年9月25日（金）
ところ 横浜市 パシフィコ横浜

関東弁護士会連合会
（担当 神奈川県弁護士会）

目 次

シンポジウム次第	1
大会次第	2
会務報告	4
財務報告	28
大会宣言案 スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指す宣言	39
大会決議案（1）改めて、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する決議	49
大会決議案（2）公益通報制度における通報・相談体制の更なる充実を目指す決議	54
被感謝表彰者	56
関東弁護士会連合会賞受賞者	56
招待者名簿	58
物故会員名簿	63
関東弁護士会連合会規約	65
大会議事規程	70
関東弁護士会連合会賞設置要綱	72

2020年度シンポジウム次第

「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために」 ～障害者スポーツ，不祥事対応を題材として～

- | | | |
|--------------------|----------------|----------------|
| 《総合司会》 | シンポジウム委員会
同 | 澤田 美穂子
多賀 啓 |
| 1 開会宣言 | 神奈川県弁護士会 会長 | 劔持 京助 |
| 2 理事長挨拶 | 関東弁護士会連合会 理事長 | 伊藤 茂昭 |
| 3 シンポジウム委員会参加権部会報告 | | 参加権部会担当者 |
| | (休憩 10分) | |
| 4 シンポジウム委員会不祥事部会報告 | | 不祥事部会担当者 |
| 5 閉会挨拶 | シンポジウム委員会 委員長 | 左部 明宏 |

2020年度定期弁護士大会次第

定期弁護士大会（午後2時から パシフィコ横浜 2階 アネックスホール）

（司会） 神奈川県弁護士会副会長 吉田 正 穂

- 1 開会 司会者 吉田 正 穂
- 2 開会の辞及び理事長挨拶 関東弁護士会連合会理事長 伊藤 茂 昭
- 3 物故会員に対する黙祷
- 4 議長・副議長の指名 関東弁護士会連合会理事長 伊藤 茂 昭
- 5 議長・副議長就任挨拶
- 6 議事録署名者の指名
- 7 報告事項
 - (1) 会務報告 関東弁護士会連合会副理事長 中野 明 安
 - (2) 財務報告 関東弁護士会連合会常務理事（財務担当） 千葉 理
- 8 議案の提出 関東弁護士会連合会理事長 伊藤 茂 昭
- 9 議案の審議
 - (1) 宣言「スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指す宣言」（案）
関東弁護士会連合会2020年度シンポジウム委員会委員長 左部 明 宏
 - (2) 決議（1）「改めて、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する決議」（案）
関東弁護士会連合会憲法問題に関する連絡協議会委員長 鮎川 一 信
 - (3) 決議（2）「公益通報制度における通報・相談体制の更なる充実を目指す決議」（案）
東京弁護士会公益通報者保護特別委員会委員長 水嶋 一 途
 - (4) 次期大会開催地決定の件 関東弁護士会連合会理事長 伊藤 茂 昭
次期開催地弁護士会挨拶
- 10 日本弁護士連合会会務報告 日本弁護士連合会副会長 延命 政 之 様
- 11 日本弁護士政治連盟報告 日本弁護士政治連盟理事長 村越 進 様

12 感謝表彰式

- (1) 式辞 関東弁護士会連合会理事長 伊藤 茂 昭
- (2) 2019年度正副理事長に対する感謝状の贈呈
- (3) 被感謝表彰者謝辞 2019年度理事長 木村 良 二

13 関東弁護士会連合会賞表彰式

- (1) 関東弁護士会連合会賞受賞者に対する表彰状の贈呈
- (2) 受賞者謝辞

東京弁護士会憲法問題対策センター
同 外国人の権利に関する委員会
同 人権擁護委員会

関東弁護士会連合会消費者問題対策委員会

14 来賓祝辞

日本弁護士連合会会長 荒 中 様
東京高等裁判所長官 今 崎 幸 彦 様
東京高等検察庁検事長 堺 徹 様
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

祝電披露

15 閉会の辞

神奈川県弁護士会副会長 菊 地 哲 也

2020年度関弁連会務報告及び財務報告

会務報告

2020年4月～8月

副理事長 中野 明安（第二東京）

1 はじめに

2020年4月3日に開催された本年度第1回理事会において、理事長に伊藤茂昭（東京）、副理事長に中野明安（第二東京）、常務理事に富田秀実（東京弁護士会会長）他21名、理事に安田伸一（東京）他18名、監事に烏山亜弓（東京）他1名、以上45名が選任された。理事会終了後、正副理事長が日弁連及び最高裁判所等関係諸官公庁に就任の挨拶を行い、2020年度の会務がスタートした。

2 関弁連の現況

関弁連は、東京高裁管内にある13の弁護士会で構成されており、そこに所属する弁護士数は合計25,675名である（2020年7月1日現在）。

その内訳は以下のとおりである。

東京弁護士会	8,630名	第一東京弁護士会	5,764名
第二東京弁護士会	5,847名	神奈川県弁護士会	1,698名
埼玉弁護士会	905名	千葉県弁護士会	828名
茨城県弁護士会	297名	栃木県弁護士会	228名
群馬弁護士会	307名	静岡県弁護士会	503名
山梨県弁護士会	127名	長野県弁護士会	255名
新潟県弁護士会	286名		

関弁連では東京三会を含め、各弁護士会の会長が常務理事として一堂に会しており、関弁連の会務の審議・執行に関する管内弁護士会間の連携がより効果的になされている。また、関弁連規約には、その目的を達成するため必要に応じて委員会を置くことができる旨が定められており、現在、先進性や地域性を特色とする約20の委員会・協議会が活発に活動を行っており、今年度より災害対策委員会が新しく設置され、同委員が新型コロナウイルス感染症問題に関する関弁連支援統轄本部のコアメンバーとなって各種研修の企画運営を行い、また、7月の豪雨災害に関する支援策等の企画・提案を実施している。その他、多くの委員会で経験豊富な弁護士と若い世代の弁護士が共に積極的に参加し、有益な成果を収めている。さらに、関弁連は、毎年、定期弁護士大会・シンポジウムを開催してい

るが、シンポジウムでは十分な調査、研究を行ってその結果を発表してきたこともあり、かねてより内外から高い評価を受けている。本年度は、9月25日に神奈川県弁護士会の協力の下で、横浜市にあるパシフィコ横浜において開催の準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、シンポジウム(テーマ「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために～障害者スポーツ、不祥事対応を題材として～」)はライブ配信で、定期弁護士大会は会場参加とWEB参加とのハイブリッド方式で開催することとした。

3 理事会・常務理事会の活動

(1) 4月3日(金) 第1回理事会

- ・ 2020年度理事長選任の件
- ・ 2020年度常務理事選任の件
- ・ 2020年度副理事長選任の件

ほか18件について審議した。

(2) 4月27日(月) 第1回常務理事会

- ・ 各種委員会の担当常務理事、担当理事決定の件
- ・ 司法協議会(年3回)及び東京三会理事者会(毎月)へ出席する常務理事決定の件
- ・ 他のブロック大会(弁護士会連合会)参加常務理事決定の件

ほか10件について審議した。

(3) 5月11日(月) 第2回理事会

- ・ 2019年度決算・2020年度予算・2021年度暫定予算(案)に関する件
- ・ 本年度第1回地区別懇談会(担当:埼玉弁護士会)の件
- ・ 災害対策体制の件、東日本大震災及びその他の災害への対応策の件

ほか11件について審議した。

(4) 6月18日(木) 第2回常務理事会

- ・ 本年度第1回地区別懇談会(担当:埼玉弁護士会)の件
- ・ 2020年度定期弁護士大会・シンポジウムに関する件
- ・ 裁判官候補者推薦委員会市民委員の選任に関する件

ほか10件について審議した。

(5) 7月16日(木) 第3回常務理事会

- ・ 2020年度関弁連定期弁護士大会宣言・決議案に関する件
- ・ 2020年度定期弁護士大会・シンポジウム準備の件
- ・ 災害対策・対応の件

ほか4件について審議した。

- (6) 8月20日(木) 第4回常務理事会
- ・2020年度関弁連定期弁護士大会宣言・決議案に関する件(継続)
 - ・2020年度定期弁護士大会・シンポジウム準備の件(継続)
 - ・第5回関東弁護士会連合会賞受賞者決定の件
- ほか、12件について審議した。

4 各種委員会の活動

(1) 総務委員会

当委員会は理事長の諮問について答申することを主な目的としている。

本年度は、7月13日に第1回委員会を開催し、次の諮問・求意見に関して主査委員を選任の上、検討・審議を開始した。

- ① 関弁連諮問2019-3号「関弁連定期弁護士大会の担当会の見直しについて(諮問)」
- ② 関弁連諮問2019-4号「日弁連女性理事クォータ制実施に伴う候補者の推薦担当会について(諮問)」
- ③ 第5回「関東弁護士会連合会賞」候補者に関する選考について(求意見)

(2) 財務委員会

当財務委員会の任期は、毎年6月1日からとなっている(これは、毎年度の予算が5月半ばに開催される理事会において審議されることへ対応するためである)。本年度は、第1回委員会を8月4日に開催した。

委員会の審議事項は以下のとおり設定されている。

- ① 予算、決算その他財務に関する事項についての理事長諮問への対応(財務委員会規則2条)
- ② 決算に関する意見提出(会計規則23条)、予算案の審議(同規則24条)
- ③ 関弁連から管内弁護士会への費用援助(偏在対策、災害復興支援、憲法問題費用援助、共催行事に関する費用援助等)に関する審議
- ④ 定期大会・シンポジウム収支報告の審議
- ⑤ その他各種費用支出に関する審議

関弁連では2017年度まで7年度連続で赤字決算が続いたが、2018年度における赤字財政からの脱却を目指した厳格な予算編成・執行により、結果として20万円余の黒字決算となり、2019年度においては予算・決算とも黒字を達成した。今後とも同様の方針を踏襲していくなかで安定的かつ継続した財政の健全化を図ることを目指している。

地域性、先進性、相互補完性に富んだ関弁連の諸活動を、引き続き活発に展開していくために、財政問題については、執行部及び各委員会が互いに協力していくことが必要である。

(3) 会報広報委員会

① 関弁連だよりの年8回の発行

本年度は昨年度に引き続き、4号を合併号とし年8回発行することとした。
掲載内容は以下を予定している。

- (ア) 「関弁連がゆく」のコーナーで、著名人達のインタビュー記事を掲載する。
- (イ) 常務理事に執筆いただく常務理事会の窓、各種委員会が担当して開催・実施される行事や諸活動報告等を掲載する。
- (ウ) 「わたしと地方」のコーナーでは、管内弁護士会からテーマに基づき寄稿いただいた記事を掲載する。
- (エ) その他、関弁連の各種行事等の報告・お知らせ等を掲載する。

② 会報の年1回（2021年3月末日）の発行

掲載内容は以下を予定している。

- (ア) 特集「視点」（テーマについて、今後検討する予定）
- (イ) 会務・各種委員会報告
- (ウ) 法曹連絡協議会速記録
- (エ) 趣味・随想
- (オ) その他

③ 関弁連ホームページの運営

時宜に合った更新を続ける。またスマートフォン対応の改修を進める等、今後もより充実を図り運営を行っていく予定である。

トップページの写真については、管内弁護士会会員から応募のあった写真を半期毎（3月～8月、9月～2月）の季節に分けて年2回更新・掲載している。

(4) 地域司法充実推進委員会

- ① 平成23年度の関弁連定期大会決議「東京高等裁判所管内の司法基盤の整備充実を求める決議」、同30年度の関弁連定期大会決議「東京高等裁判所管内の家庭裁判所の人的・物的体制の更なる充実強化を求める決議」、同27年度の「司法予算の大幅増額を求める理事長声明」を実現するための活動を行う。
- ② 支部交流会をZoom会議で開催し（8月8日（土））、「平成の司法制度改革とIT化－地域司法に及ぶ影響－」を主たるテーマとした上で、今般各地において一部運用が開始されている民事裁判手続等のIT化について、地域司法の観点からする論点整理と課題、今後の展望等に関する意見交換を行った。

- ③ 裁判手続等のIT化についての定期弁護士大会決議案を作成し、提出した。
- ④ 管内支部地域で委員会を開催するとともに、地元の裁判所支部等の視察、地元会員との意見交換会を行う（本年度は11月頃、山梨県内にて実施の予定）。
- ⑤ 関弁連管内の地方紙を含めた報道各社記者との意見交換会を開催する。
- ⑥ 講師を招いて、地域司法に関わる事項をテーマとした勉強会を実施する。

(5) 人権擁護委員会

- ① 活動テーマ
書籍『精神障害がある人の権利擁護と法律問題』の改訂を行う。
- ② 活動内容（予定）
横須賀刑務所視察（開催日程未定）
管内弁護士会人権擁護委員会委員長会議開催（2021年2月15日（月））
また、例年の活動として、「障害者の人権110番」の実施依頼を予定している。

(6) 環境保全委員会

本年度の活動テーマは「治水と災害」とし、これまで取り組んできたダム問題だけでなく、近年の豪雨災害による堤防決壊と治水にも焦点をあて、調査・研究を進める。

具体的な活動は以下のとおり。

- ① 学習会
 - (ア) 6月26日実施
講師：只野靖委員
普通河川からのいっ水によって生じた水害につき河川管理の瑕疵がないとされた事例についての解説・治水の基礎知識
 - (イ) 7月20日実施
「千曲川堤防委員会」及び「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会」の調査報告についての検討
- ② 現地視察
9月4日・5日に千曲川視察（長野県）を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、延期することとした。

(7) 外国人の人権救済委員会

本年度の主な活動は以下のとおりである（新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定していた行事等が中止・延期となる可能性あり）。

- ① 入管PT
 - (ア) 東日本入国管理センター出張相談の運営
 - (イ) 東京出入国在留管理局及び東日本入国管理センター被収容者案件の受

任に関する広域連携システムの試験的運用と本運用の実現、及び各弁護士会での研修会の実施

- (ウ) 被仮放免者相談会の実施（12月頃）
 - (エ) 東日本入国管理センター臨時相談会の実施（第21回：2020年9月4日（金）から延期，日程未定，第22回：2021年2月19日（金））
 - (オ) 東日本入国管理センターとの懇談会
 - (カ) 東京出入国在留管理局との懇談会
 - (キ) 入管施設見学会（秋期）
- ② 労働P T
- (ア) 労働災害を被った外国人が抱える諸問題について
 - (イ) 外国人労働者・技能実習生の弁護士アクセスについての検討
- ③ 難民P T
- (ア) 世界難民の日記念外国人・入管相談会の実施（6月）
 - (イ) 難民支援団体の訪問
 - (ウ) 共同受任プロジェクト（カンボジア難民グループ（野党）の支援）
- ④ 多文化共生P T（旧アクセスP T関係）
- (ア) 外国人のための電話無料法律相談会の実施（5月16日（土））
 - (イ) 関弁連管内外国人のための無料法律相談会（秋期）
 - (ウ) 管内弁護士会における通訳言語の登録情報の共有化の本格運用
 - (エ) 管外弁護士会への訪問，懇談
 - (オ) 管外弁護士会への当委員会活動の情報発信
 - (カ) 東京外国語大学多言語多文化共生センターとの連携
 - (キ) 多文化社会専門職機構との連携
 - (ク) 委員会の Facebook 開設，各種情報発信や相談受付等への活用
- ⑤ 多文化共生P T（旧教育P T関係）
- (ア) 朝鮮学校に対する補助金不交付，高校授業料無償化対象除外に関する問題への対応
 - (イ) 外国由来児童への日本語教育，高校進学にかかる問題等の検討
 - (ウ) 各地での視察調査
 - (エ) 家族滞在者の就労28時間制限問題への対応
 - (オ) 外国につながる児童・生徒の教育の実態に関する自治体あてアンケートの分析，意見書作成
 - (カ) 児童相談所における外国につながる子どもたちへの対応状況及びその課題

- ⑥ 多文化共生PT（旧ヘイトスピーチPT関係）
 - (ア) ヘイトスピーチ解消法施行後の地方自治体の取組状況アンケートの分析，意見書作成
 - (イ) 外国籍調停委員の実現に向けた取り組み
- ⑦ 外国人の人権に関する各種意見書・理事長声明の作成
- ⑧ 関弁連管内外国人関係委員会交流会の開催（2020年11月27日（金），Zoom開催（予定））
- ⑨ 関弁連管内外国人相談担当者による懇談会の開催（2021年1月29日（金），クレオBC）
- ⑩ 定例委員会における学習会の開催

(8) 民事介入暴力対策委員会

- ① 管内弁護士会民暴関連委員会正副委員長会議の開催
 - (ア) 第1回正副委員長会議は毎年7月に開催していたが，本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を取り止めた。
 - (イ) 第2回正副委員長会議は，2021年2月13日（土）に長野県諏訪市に於いて開催予定である。出席者は当委員会の他，長野県警・長野県暴追センター及び管内弁護士会民暴関連委員会正副委員長である。
- ② 民暴研修会の開催

2020年12月14日（月）に弁護士会館2階講堂「クレオ」にて開催する予定であるが，新型コロナウイルス感染症対策に努めた開催方法を検討している。

(9) 弁護士偏在問題対策委員会

- ① 小冊子「ひまわり23号（ひまわり基金20周年特別号）」の発行（11月下旬発行予定）
- ② 管内弁護士会常設法律相談所の開設及び運営への援助
- ③ 管内弁護士会無料法律相談会への資金援助
- ④ 支部等調査（2021年2月頃実施予定）
- ⑤ 第14回ひまわり基金法律事務所見学バスツアー（実施日程未定）
- ⑥ 関弁連管内のひまわり公設事務所の支援
- ⑦ 関弁連HPの委員会ページ「弁護士偏在問題～ひまわり～」の更新

(10) 研修委員会

- 本年度は，以下の研修の企画・運営等を実施・予定している。
- ① 日弁連夏期研修（関東地区）について

当初7月20日（月），21日（火）の開催を予定していたところ，新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け，同日の開催を取りやめることとした。

なお、倫理研修について、代替日程を設定して実施するかを含めて検討中である。

② 関弁連・公益財団法人日弁連法務研究財団共催法務研修の開催

2021年1月30日（土）に山梨県甲府市内において開催する。

(11) 裁判官候補者推薦に関する委員会

当委員会は、2001年12月の日弁連と最高裁との「弁護士任官等に関する協議のとりまとめ」を受け、翌年6月に委員会設置規則が制定されて発足した。

日弁連の「任官推薦基準及び推薦手続」に基づき当連合会管内弁護士会から推薦された裁判官候補者の適格性の調査及び裁判官に採用することの推薦の可否について審査することを目的としている。

また、2003年1月に非常勤裁判官制度が発足したことに伴い、民事調停官及び家事調停官の推薦審査も担当している。現在管内で調停官を採用している裁判所は、以下のとおりである。

民事調停官の実施庁

東京地裁、東京簡裁、横浜簡裁、川崎簡裁、さいたま簡裁、千葉簡裁

家事調停官の実施庁

東京家裁、横浜家裁、さいたま家裁、千葉家裁

本年度の委員会活動の予定は以下のとおりである。

① 2021年4月採用の常勤裁判官候補者の審査推薦

5名の応募者の審査を終了し、3名の応募者につき最高裁判所に推薦を行い、2名の応募者について推薦不可と決議した。

② 2021年10月採用の常勤裁判官応募者の推薦手続

本年12月に審査を行う予定である。

③ 2020年10月採用の民事・家事調停官応募者の推薦手続

17名の応募者について審査を行い、16名の応募者につき最高裁判所に推薦を行い、1名の応募者について推薦不可と決議した。

(12) 裁判官選考検討委員会

当委員会は、最高裁判所が制定した下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置に関する規則により設置された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（「中央の委員会」、委員構成、法曹5、法曹外6）及び東京高等裁判所所在地の地域委員会（「地域委員会」、委員構成、法曹6、法曹外4）が適切に運営されるよう協力すること等を目的として、2003年9月に発足した。

当委員会の職務は、以下のとおりである。

① 地域委員会またはその委員からの協力要請及び依頼に対応すべき事項

- ② 地域委員会で検討される新任及び再任裁判官候補者並びに非常勤裁判官等裁判官の情報収集に関する事項
- ③ 地域委員会の裁判官選考過程の透明化の確保に関する事項
- ④ 裁判官の人事評価に関する事項
- ⑤ 前各号に定める事項に関して日本弁護士連合会、弁護士会連合会及び弁護士会の協力又は協同に関する事項
- ⑥ その他前各号の職務に関連する事項

本年度の委員会活動及び活動予定は、以下のとおりである。

- ① 管内裁判所裁判官に関する「裁判官評価アンケート」の実施

第8回目となる「裁判官評価アンケート」を昨年度後半に実施したが、引き続き各弁護士会におけるアンケート回答をより多く効率的に回収するための方策について検討している。この数年間、この問題に関して先進的な取組を実施している九弁連、札幌弁護士会、大阪弁護士会及び新潟県弁護士会との情報・意見交換を実施し、そこで得た情報・ノウハウを管内弁護士会に還元するという企画を実施してきたが、本年度も同様の企画を検討中である。

- ② 2021年上半期及び同下半期に再任期にあたる裁判官に関する各弁護士会の情報収集活動を支援するための諸活動
- ③ 東京地域委員会での審議状況に関する情報・意見の交換

(13) 法教育センター

本年度も、全体会及び4部会が以下のとおり活動を行う。

- ① 全体会（教材作成）
高校公民の「公共」を平易に説明する解説教材の作成
- ② 研究部会
平成23年度当連合会シンポジウムにおいて提示された「法教育指導要綱(案)」の解説書の技能編の研究を行う。
- ③ 教材作成部会
新たに教材を作成するための準備を行う。
- ④ 担い手育成部会
 - (ア) 教員を対象とした法教育セミナーの実施（日程等未定）
 - (イ) 教員との法教育に関する勉強会の開催（日程等未定）
- ⑤ 広報・情報発信部会
ホームページによる情報発信

(14) 憲法問題に関する連絡協議会

- ① 日弁連の憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラムの一環とし

- て、第4回「こども憲法川柳」を企画し、本年7月1日から川柳募集を開始した。
- ② 今年度関弁連定期弁護士大会の決議案として、「改めて、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する決議」を検討し、提案した。
 - ③ 管内弁護士会及び日弁連が取り組んでいる憲法問題に関する調査・研究、情報及び意見の交換並びに関係弁護士会、関連諸機関との連絡協議を行う。
 - ④ 日弁連又は管内弁護士会が開催する憲法問題に関するシンポジウム等の行事の共催依頼又は費用援助申請について審議し、理事長に意見を述べる。
 - ⑤ 講師を招くなどして、憲法問題に関する勉強会を適宜開催し、その成果を各単位会の活動に還元するようにする。

(15) **弁護士業務妨害対策委員会**

当委員会は、2010年度、横浜及び秋田において発生した弁護士刺殺事件を契機として、2011年4月1日に発足した。委員会は、管内弁護士会が行う弁護士業務妨害対策に関する諸活動を援助することを目的とし、その目的を達成するために次の職務を行うこととなっている。

- ① 弁護士業務妨害事案に関する情報・資料を収集し、これにつき調査・研究を行うこと。
- ② 管内弁護士会による弁護士業務妨害対策に関する諸活動につき情報・資料を収集・分析し、これを必要に応じ、管内弁護士会に提供すること。
- ③ 管内弁護士会の関係委員会等との連絡・協議を行い、また、管内弁護士会による弁護士業務妨害対策に関する研修会等の諸活動につき援助を行うこと。
- ④ 当連合会が行う管内弁護士会の弁護士業務妨害対策に関する諸活動に対する財政援助につき審議し、理事長に答申すること。
- ⑤ その他、委員会の目的及び職務に資する諸活動を行うこと。

本年度は第1回委員会を5月18日に開催し、以降隔月開催することとした。毎回の委員会では、各弁護士会で発生している業務妨害事案とその対応策について報告を受け情報交換している。

また、本年度は、「坂本弁護士一家を救う会」が毎年秋に実施なさっている「坂本弁護士一家慰霊の旅」を関弁連として共催し、管内弁護士会弁護士業務妨害対策委員会所属の若手弁護士を同行させていただくことを企画し、救う会のご了解をいただくことができた。1989年11月の坂本堤弁護士一家殺害事件発生から30年余りが経過したが、事件発生当時の記憶を持たない若手弁護士が慰霊の旅に参加し、ご一家のご冥福を祈るとともに、本事件発生当時の救う会の活動をお聞きし、業務妨害対策の原点となった本事件に向き合うことは、業務

妨害対策活動の重要性の理解を深め、活動への意欲を高める貴重な経験になるものである。

残念ながら本年度の慰霊の旅は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止となったが、来年度以降も継続的な取り組みとして位置づけ、救う会のご理解をいただきながら当委員会として積極的な支援を行っていきたいと考えている。

(16) 消費者問題対策委員会

本年度の主な活動は以下のとおりである。

- ① 特商法改正、DoNotKnock 制度の条例制定に向けた取り組み
- ② [執行法チーム]
 - (ア) 執行法改正について
 - (イ) 給料ファンダリングについて
 - (ウ) 暗号資産の執行について
 - (エ) 定期購入契約に関する意見書の検討について
- ③ [電気通信事業法チーム] 電気通信事業法改正に伴う電気通信サービスについての研究・あるべき規制等の検討
 - (ア) 電気通信事業法改正に伴う検討（契約解除関係についての意見書）
 - (イ) 公益通報者保護法改正・ガイドライン等の検討
- ④ [決済チーム]
 - (ア) 過剰与信に関する検討（割賦販売法、資金決済法）
 - (イ) 預託法に関する検討
 - (ウ) 食品表示に関する検討
- ⑤ 適格消費者団体立ち上げフォローアップ、シンポジウム等の開催
- ⑥ 公益通報者保護制度改正のフォローアップ
- ⑦ 消費者市民教育の推進と、地方消費者行政の充実に向けた消費者市民サポーターの各地域での育成とその活動の支援のための取り組み（行政における消費者被害対応のネットワークについて調査・検討）
- ⑧ 消費者問題に関する各種意見書・理事長声明の作成
- ⑨ 定例委員会の地方開催及び地元弁護士会消費者問題対策委員会との意見交換会の実施
- ⑩ 他弁連消費者問題対策委員会との意見交換会（予定）
- ⑪ 法曹連絡協議会への議題提出（予定）
- ⑫ 各地の消費者事件、弁護士活動についての事例報告、情報交換
- ⑬ 海外視察企画

(17) 2020年度シンポジウム委員会

2020年9月に神奈川県において開催する定期弁護士大会シンポジウム（完全WEB配信）及び報告書作成のための準備を行っている。テーマは「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために～障害者スポーツ，不祥事対応を題材として～」である。

(18) 2021年度シンポジウム委員会

2021年9月に長野県において開催予定である定期弁護士大会シンポジウム及び報告書作成のための準備を行う。テーマは「『性別違和・性別不合があっても安心して暮らせる社会』をつくる 一人権保障のため私たち一人ひとりが何をすべきか」（仮称）である。

(19) 法曹倫理教育に関する委員会

法曹倫理教育に関する委員会は、2014年4月28日の常務理事会において設置が承認された。

委員会は、法科大学院等における法曹倫理に関する教育を充実するための諸活動を行うことを目的としており、具体的には、以下のとおりの活動を行うこととなっている。

- ① 法科大学院における法曹倫理教育の実状を調査すること
- ② 法曹倫理を司法試験の科目とすること
- ③ 法曹倫理の研究を行うための学術団体（仮称－法曹倫理教育学会）の設立をすること
- ④ 法曹に共通する倫理・使命を研究すること
- ⑤ 法曹倫理教育の充実のため、法科大学院生向けテキスト（例えば、死刑再審無罪事件のテキスト等）を作成すること
- ⑥ その他、目的達成のための調査，研究，提言等の諸活動を行うこと

具体的な活動は、委員会内に設けた以下の3つの部会を中心に企画・実施している。

第1部会（法科大学院実情調査部会）

第2部会（裁判官，検察官倫理倫理規範検討部会（法曹三者共通倫理研究を含む。))

第3部会（再審無罪教材検討部会）

2018年度は、この3つの部会の活動を集約し、この間の調査・研究を発表する場として2019年3月5日に「法曹倫理教育シンポジウム」を開催した。

シンポジウムでは、法科大学院における法曹倫理に関する授業の調査結果を第1部会から報告すると共に、第3部会の作成した教材を利用して法科大学院

模擬授業を実施し、在るべき法曹倫理教育に関する意見交換を法科大学院関係者等と行った。

このシンポジウムには、法科大学院 14 校で法曹倫理の授業を担当している教員 14 名が参加し、討議に参加いただいた。

2020 年度は、このシンポジウムの成果を踏まえ、法曹倫理教育に関する情報交換を行うことを目的として、法科大学院の教員にも参加いただくメーリングリストを設置した。また、この連絡網を活用し、委員会で実施している法曹倫理に関する連続講座などを掲載した「季刊法曹倫理教育（仮題）」を刊行する企画も進めている。

(20) 高齢者・障がい者に関する委員会

本年度の主な活動は以下のとおりである。

- ① 委員会の開催
委員会を毎月1回（8月を除く）開催する（計11回）。
- ② 精神保健福祉士との連携を深めるための勉強会
- ③ 精神科病院における一斉法律相談会 in 長野
- ④ 高齢者が直面する課題に対する法的支援検討会議の開催（第2回・第3回）
- ⑤ 高齢者・障がい者に対する法的支援に向けた日本司法支援センターとの懇談会

また、その他勉強会及び研修会を検討中。

(21) 男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会

2018 年度に新設された委員会であり、職務は、管内弁護士会が連携して、日本弁護士連合会、関弁連及び管内弁護士会における弁護士の男女共同参画及び両性の平等に関して、組織的かつ横断的な取り組みを推進することを目的とする諸活動を行うことである。

2020 年度は隔月で委員会を開催し、以下の議題について協議や意見・情報交換を行っている。

- ① 管内弁護士会における取組・活動の情報交換
- ② 他弁連の男女共同参画・両性平等推進委員会との意見交換会の開催
- ③ 関弁連役員に占める女性役員の割合の向上のための策の検討
- ④ 当委員会におけるセクハラ問題への取組について（各弁護士会における実情の把握，利用しやすい相談窓口・手続等の整備，倫理研修でのテーマ設定等）
- ⑤ リーガル女子シンポジウムの企画立案
- ⑥ 関弁連管内から選出された日弁連クォータ制副会長への支援策・環境整備

策の検討

- ⑦ 日弁連理事クォータ制の実施に伴う準備の検討
- ⑧ 2021年度関弁連定期弁護士大会における宣言・決議案の提案に向けた検討
- ⑨ 勉強会の開催

(22) 災害対策委員会

本年度新設された委員会である。具体的な取り組み・活動内容は、下記5に記載のとおり。

5 災害への対応

(1) 2020年度災害対策事務局の設置について

第1回理事会において、従前の体制を引継いだ体制を組むことを承認し、事務局を選任した。また事務局長には従前どおり副理事長を充てることとし、事務局長を補佐する事務局次長には、館山史明会員（群馬）及び二宮淳悟会員（新潟県）を選任した。

(2) 2020年度支援統括本部（令和元年台風第19号災害対策本部）の設置について

第1回理事会において、従前どおりの体制を組むこと、事務局は災害対策事務局を充てることについて承認した。

(3) 福島県における法律相談のための弁護士派遣

関弁連は、東日本大震災及び福島原発事故発生後、福島県相馬市への派遣を皮切りに、福島県相馬市、同いわき市、同会津若松地区を中心に継続的に弁護士派遣支援活動を行ってきた。そして、2011年11月に福島県での原子力損害賠償支援機構による法律相談が開始された以降は、東京三会と分担して現地での法律相談のために弁護士を派遣する活動を行ってきた。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣が一時中断していたが、7月から順次再開している。

(4) 被災者支援活動の費用援助

管内弁護士会が実施する被災者支援活動等で当連合会が共催するものについては費用援助を行うこととしている。

(5) 研修会等参加旅費補助

原子力発電事故による被災者からの損害賠償請求に関し、関東十県の弁護士会会員が東京三会主催の研修会に積極的に参加できるようにするため、参加者には関弁連から交通費について一定の補助をしている。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策・対応

- ① 新型コロナウイルス感染症対策支援統括本部を設置し、同感染症対策のた

め、管内弁護士会に災害復興支援基金から各 20 万円（計 260 万円）の義援金を支出した。

② 緊急研修会「法律家の視点から見るアメリカにおける Covid - 19 対策の現況」

7 月 17 日午後 5 時から、葦名ゆき弁護士（静岡県）を講師とし、Zoom ウェビナーによるオンライン研修を開催した。

(7) 令和 2 年豪雨災害対応

① 被害を受けた熊本県、鹿児島県、長野県、岐阜県、福岡県及び大分県各弁護士会及び九州弁護士会連合会にお見舞い状を発信し、また義援金口座を開設された九州弁連及び熊本県、鹿児島県、長野県、福岡県、大分県各弁護士会に義援金を送金した。

② 緊急水害研修会「水害支援に必要な知識と生活再建・住宅再建支援のポイント」

7 月 9 日午後 6 時から、永野海弁護士（静岡県）を講師とし、Zoom ウェビナーによるオンライン研修を開催した。

③ 緊急水害研修会「水害被害の法律問題 Q & A」

7 月 16 日午後 6 時から、今田健太郎弁護士（広島）を講師とする Zoom ウェビナーによるオンライン研修を開催した。

(8) 第 7 回災害対策協議会の開催

第 7 回災害対策協議会は冬に開催予定である。

(9) 災害対策本部事務局会議の開催

7 月 7 日午前 11 時から災害対策本部事務局会議を Zoom により開催した。事務局長、事務局次長のほか管内弁護士会の災害対策担当副会長が出席し、被災者に対する支援について各弁護士会の取組状況、要望等について意見交換がなされた。

6 地区別懇談会

関弁連は、日弁連執行部と管内弁護士会会員との連絡調整を図るために毎年地区別懇談会を開催しており、本年度も 2 回の開催を予定している。

1 本年度第 1 回地区別懇談会は、7 月 7 日、埼玉弁護士会の担当によりさいたま市の「大宮ソニックシティ」で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoom での開催とした。Zoom での開催ではあったが、熱心な意見交換がなされ、多大な成果をあげることができた。

議題 1 - 1 新型コロナウイルスの流行に伴い、市民への窓口をどのように確

- 保しているか (千葉県弁護士会)
- 議題1-2 電話, メール, SNS, WEB会議ツールを用いたオンライン相談等新たな方式による法律相談の実施について (新潟県弁護士会)
- 議題2-1 委員会のWEB会議を正式な委員会の開催と認めるか否か, また, 認めたか否か (千葉県弁護士会)
- 議題2-2 会務におけるWEB会議等の対応について (茨城県弁護士会)
- 議題3 この度の新型コロナウイルスの感染阻止の観点から, 裁判所において, 期日の取消の措置を行っているようである。全国の状況について伺いたい。また, これについて, 会員の反応はどうか。 (千葉県弁護士会)
- 議題4-1 民事訴訟IT化(フェーズI)実施庁の実施状況及び日弁連・各単位会の取り組み (千葉県弁護士会)
- 議題4-2 民事裁判等のIT化について
- 民事裁判等のIT化については, 事前に弁護士, 裁判官, 専門家で構成された検証・改善のための組織を設置することを条件として, 運用を開始するという制度の枠組みを設定するべきであると考えますが, 日弁連の見解をうかがいたい。 (長野県弁護士会)
- 議題5-1 給費制について (埼玉弁護士会)
- 議題5-2 日弁連執行部として, 主に若手弁護士に対する業務上の支援をどのように考えているか。 (千葉県弁護士会)
- 議題6-1 法曹人口問題について
- (1) 法曹人口問題について, 「1500名以下への更なる減員」(2012年3月日弁連提言, 2016年3月11日総会決議)についての, 日弁連の「検証」「対処」を始めることとなったが, ①そのスケジュール, ②検証の内容, 方法, ③各単位会からの意見集約の在り方をどのように考えているか, ④全国の単位会から, 均等に代表者を集めた検証会議を設置するなどの方法を採用できないか, について, 具体的に回答されたい。
- (2) また, 「1500名以上」に固執するあまり司法試験の合格水準が意図的に緩和され, 合格者の能力的質の担保に懸念が生じているが, この問題について日弁連が調査, 検討の上, 対処を行う予定があるのかを回答されたい。 (長野県弁護士会)
- 議題6-2 法曹養成制度について
- 法曹志望者の激減という現象を受け, 法曹養成制度に関する様々な改善が検討されているところ, そもそも, 法科大学院を中核とした法曹養成制度自体について批判的に検討すべき時期に来ているのではないかと考えるが, 日

弁連の見解をうかがいたい。(長野県弁護士会)

議題7 公益的業務の弁護士報酬ガイドラインについて

荒会長の選挙公約に、公益的業務における弁護士報酬のガイドラインの作成が掲げられているが、その具体的な方策、タイムスケジュールなどについてうかがいたい。(長野県弁護士会)

議題8 いじめの重大事態調査(いじめ防止対策推進法第28条)を行う第三者委員会について、自治体から弁護士会に対して推薦依頼されるケースが増加しているところ、適切な報酬が得られるよう日弁連が行っている具体的活動をお伺いしたい。(茨城県弁護士会)

議題9 スクールロイヤーについて(茨城県弁護士会)

議題10「成年後見制度利用促進法と弁護士(会)の役割」～弁護士や弁護士会に期待される、後見制度にまつわる諸活動や、権利擁護の実情等(神奈川県弁護士会)

議題11 後見報酬に対する日弁連の関与について(茨城県弁護士会)

議題12 地域司法の基盤整備に関する協議の再開等について

日弁連と最高裁との間で2014年10月から9回にわたって行われた地域司法の基盤整備に関する協議は、2016年1月に一定の成果をあげて終了した。

あれから既に4年経過しているが、現執行部におかれては、最高裁との協議再開を含めた、地域司法の基盤整備について、どのような取組みを予定しているのか、お伺いしたい。(群馬県弁護士会)

議題13 弁護士会の執行部(正副会長)の選出方法や負担軽減策について(新潟県弁護士会)

議題14 加齢に伴う判断能力低下に起因する弁護士不祥事対策について

- (1) 「心身の故障により弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがある」(弁護士法13条)として、弁護士会が資格審査会の議決に基づき日弁連に登録取消請求をした件数がどの程度あるのか、教えて頂きたい。
- (2) 加齢に伴う判断能力低下に起因する弁護士不祥事対策として、上記の制度が有効に機能していると言えるのか、日弁連の考えをお聞かせ頂きたい。
- (3) 77歳に達した会員を対象とした会費免除制度につき、加齢に伴う判断能力低下に起因する弁護士不祥事対策及び会員のハッピーリタイアメントを促す措置として、見直しを検討する必要はないか、日弁連の考えをお聞かせ頂きたい。(静岡県弁護士会)

2 本年度第2回地区別懇談会は、2021年1月26日、山梨県弁護士会の担当により甲府市内で開催する予定である。

7 日弁連夏期研修（関東地区）

当初7月20日（月）、21日（火）の開催を予定していたところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、同日の開催を取りやめた。

8 法曹連絡協議会と司法協議会

(1) 法曹連絡協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、管内全域の司法の運営全般につき、関弁連提出の議題を中心に、制度及び運営の実態を相互に正しく認識し、かつ、適正な改善を図るための情報交換及び率直な検討協議をすることを目的とする法曹連絡協議会が開かれている。本年度は、12月1日に開催される予定である。

(2) 司法協議会

司法協議会は、(1)と同様の趣旨で東京高等裁判所の主催により定例的に開催されている。

本年度は5月27日（水）に第1回司法協議会が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。本年度第2回司法協議会は9月23日（水）に開催される予定である。

9 歴代正副理事長との懇談会の開催について

7月14日（火）午後5時30分から、日比谷松本楼において歴代理事長・副理事長懇談会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、開催を中止した。

10 2020年度各種委員会委員長会議

7月14日（火）午後3時から、関弁連各種委員会委員長会議をZoomにより開催した。毎年、各種委員会委員長会議は、各委員会の活動状況を横断的に理解して、各委員会活動の参考にするとともに、予算などを通じて委員会活動の方針を理解することを目的として開催されている。

伊藤理事長が本年度関弁連活動の重点課題と施策について述べ、本年度予算について財務担当の千葉理常務理事から報告があった後、各種委員会の今年度活動状況等報告及び要望が各種委員会の委員長等からあった。また、次の項目について意見交換を行った。

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大による諸課題に対し、新たに企画、実施している活動について（コロナ相談、Q&A企画、対談企画、理事長声明等）

- (2) 現在の活動状況について（弁連に置かれた委員会としての活動の意義を含め）
- (3) 委員会運営の工夫（WEB会議による開催，開催回数の削減，委員会資料のペーパーレス化，司会の輪番制等）
- 最後に，関弁連執行部等への要望，委員会活動に関わる声明，意見書等の提案依頼等についても協議を行った。

11 ブロックサミット

全国に8つある弁護士会連合会（弁連）の意見交換会であるブロックサミットが，6月19日にZoomにより開催された。ブロックサミットは，近年，年3回開催されており，今回は2020年度の第1回である。各弁連の理事長（会長），常務理事，理事など42名が出席した。

事前に各弁連から協議事項が提出され，それに対して，各弁連から回答・資料提出を受けて協議が進められた。

協議事項は，次のとおりである。

- 協議事項1 弁護士会の事務職員の勤務体制について（提案：近畿弁連）
- ・ 自宅待機を命じた場合の給料の支払いについて
 - ・ 全額支給する場合の在宅勤務の内容について
 - ・ リモートワークの環境を整備されているかどうか（就業規則の変更，リモートアクセスシステムの導入など）
- 協議事項2 会員への対応（提案：近畿弁連）
- 期日取り消しや自粛要請による収入減少により，会費の減額の要求がなされる場合の対応について
- 協議事項3 2020年度弁連大会の開催について（提案：北海道弁連）
- 協議事項3-2 コロナウイルス問題に鑑み，今年度弁連大会開催（延期，中止）に関する検討状況，規約・規則等の改正内容。次年度以降の大会開催方法について，変更点の有無，内容。（提案：中部弁連）
- 協議事項4 コロナウイルス感染症をめぐる法律問題に関するブロックとしての対応について（提案：北海道弁連）
- 協議事項4-2 コロナ対策（相談費用の補助等）について，弁連で検討していることがありますか（提案：中国地方弁連）
- 協議事項5 会務活動におけるWEBツールの積極的活用策について（提案：関弁連）
- 協議事項6 日弁連女性理事クォータ制について（提案：四国弁連）

- ・ 弁連理事との兼務
 - ・ 経済的支援のあり方
 - ・ これらについての規約整備状況等
- 協議事項 6 - 2 定数クォータ理事の選出方法及び経済的支援について(提案：東北弁連)
- 協議事項 7 東京地裁における事件記録保存に関する運用検討への対応について (提案：関弁連)
- 協議事項 8 今後のブロックサミットの持ち方について (提案：関弁連)
- 報告事項 1 各弁護士会連合会の組織、機構等の現状について (資料編集：関弁連)

本年度の第2回は、鹿児島市で開催される日弁連人権大会当日の朝に九州弁連の担当で開催する予定であったが、人権大会の開催もなくなったことから、第2回も Zoom で開催すること、第3回は2月19日の日弁連理事会終了後に関弁連の担当で開催されることが確認された。

12 弁連大会、各種会合への参加

- (1) 全国8つの弁護士会連合会は、それぞれ毎年定期大会を開催している。関弁連として、これらの大会に参加することは、各弁護士会連合会との密な連携を促進することとなり、また、全国各地の弁護士会の実情を知り、今後の施策等を考える上で重要かつ有意義なことから、執行部が分担して必ず参加するようにしている。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各弁連の大会は中止や延期となっており、9月の関弁連の大会がトップバッターとなる予定である。また今後、近畿弁連及び延期となった東北弁連の大会には、正副理事長が参加する予定である。
- (2) 東京三会理事者会は、毎月1回開催されているが、この会には正副理事長、常務理事がオブザーバーとして参加し、東京三会、日弁連、関弁連間の連絡・協力・調整を図っている。

13 関弁連管内各弁護士会訪問

例年、正副理事長、常務理事数名及び地域司法充実推進委員会委員が関弁連管内の関東十県会の各弁護士会を訪問している。本年度の重点課題と施策を各弁護士会に説明し、また、各会の実情を認識して、各会からの要望等を受けて関弁連の会務に反映させること、さらには各弁護士会と関弁連との相互理解を深めることは、関弁連執行部にとって重要な責務でもある。そこで、関弁連執行部は本

年も下記のとおり訪問日程を組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、いずれも Zoom で各会の執行部を中心とする会員との間で意見交換を行った。Zoom 開催であったが、発言者の顔が見える環境で、いずれの会とも 2 時間程の会合を持つことができ、例年にも増して非常に充実した議論ができたと実感している。

各弁護士会との懇談において主なテーマになったのは、①憲法改正問題、②検察庁法改正問題への対応、③新型コロナウイルス対策－感染防止と被害者救済（会務継続）、④地域司法をめぐる各弁護士会の現状と課題について、⑤災害対応、⑥男女共同参画、⑦関弁連定期弁護士大会とシンポジウム、などであった。

【各弁護士会訪問】

5/25 長野県、6/1 神奈川県、6/2 千葉県、6/4 埼玉、6/9 群馬、6/16 茨城県、6/23 栃木県、6/26 山梨県、6/29 新潟県、6/30 静岡県

14 関東十県会への参加

関弁連管内の 13 の弁護士会のうち、東京を除く 10 県の弁護士会が関東十県会を組織し、相互間の情報交換、相互協力などを行い、毎年定時懇談会などを開催している。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により行事も中止となっているが、毎年関弁連正副理事長は定時懇談会などに招待され出席している。関東十県会の従前の実績を踏まえ、今後も十県会の相互交流を深めるとともに、司法制度の改善発達、人権の擁護、社会正義の実現、会員の研修等の活動を通し、関弁連の求心力としての活躍が期待される。

15 関東学生法律討論会

関弁連は、毎年春と秋に 2 回行われている関東学生法律討論会を後援しており、毎回審査員として常務理事を派遣し、熱心な学生の討議を聞き、講評を行っているが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が見送られている。

16 理事長声明・意見書

本年度は、8 月末現在までに以下の声明を発した。

- ・ 新型コロナウイルス対策にあたり外国人の権利を擁護し差別を禁止する取組みの強化を求める理事長声明
- ・ 新型コロナウイルス対策に関する理事長声明
- ・ 東京高等検察庁黒川弘務検事長の勤務延長閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察庁法改正案に反対する緊急理事

長声明

- ・ 学生支援緊急給付金について、留学生に対する支給要件を公平なものに改めるとともに、支援対象者や対象機関を拡大することを求める理事長声明
- ・ いわゆる「販売預託商法」に関する法規制強化を求める意見書
- ・ 収容・送還に関する専門部会提言に強く反対する意見書

17 憲法問題に対する取組み

関弁連は、管内弁護士会との共催行事を次のとおり予定していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。

日程	開催会	行事等の名称
4/17・5/25	第二東京	安全保障関連法廃止に向けた街頭宣伝行動
5/3	東京	憲法記念日に、憲法を巡る法理論的な問題点を市民にわかりやすく伝え、市民と共に考える街頭宣伝行動

また、本年度も憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム企画として、第4回となる「こども憲法川柳」を実施している。

18 おわりに

本年度は、年度当初より新型コロナウイルスの感染状況の影響を受け、既述のとおり諸活動に一定の制約を受けてはいるものの、伊藤茂昭理事長を中心に、後記の重点施策を提示して諸活動に精励している。関弁連ではこの状況を否定的にとらえない。萎縮もしないし、諦めることもない。この機会を「新しい取り組みにチャレンジする良い機会」であるにとらえ、これまでの関弁連の諸活動や業務体制の再構築、そして、新しい取り組みを加えて、活動をさらに大きく発展させることができるものとする。そのため、各種委員会等を中心として、弁護士による斬新な発想・創意工夫と献身的なご努力をいただき、日々諸活動を行っている。その他、弁護士会訪問での協議を踏まえた関弁連としての特徴ある各種取り組みを開始すべく準備をしている。

今後も、引き続き、関弁連は、13の弁護士会から多くの弁護士の参加を得て、連携協力して活発に活動し、交流を深めて、さらなる発展を目指して参りたい。

重点施策

1 立憲主義の尊重と行政権に対するその遵守を求める活動

現在我が国の行政権の行使は、立憲主義に則っているか、森友学園と公文書改ざん問題など、その理念からは大きく逸脱した事件が多数発生している。

かかる現状に対し、司法の一翼を担う弁護士・弁護士会は、会内の意見を集約し、対外的に立憲主義の遵守を求める活動が必要である。

2 憲法改正問題

憲法改正をめぐる動向に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義を擁護する立場から、国民的議論に関与し、内容について十分な議論を尽くすことを目指す。改正の手続きを規定する国民投票法は、公平・公正な規定であることが前提とならなければならない。当連合会は、日弁連、管内の弁護士会と連携し、その取組みを強化する。

3 司法の独立の堅持

民主的国家における三権の関係は極めて重要である。我が国においては、長年にわたり、司法界の人事についてはその独立性を尊重する立場から行政権は抑制的に関与するという民主的慣行が存在していた。しかるに昨今、この慣行を破り過度な介入が進行している。かかる状況を看過することなく、行政に対する司法のチェック機能を維持するための必要な取組みを行う。

4 新型コロナウイルス対策—感染防止と被害者救済

新型コロナウイルスによる被害の拡大は、人的被害のみならず、国内需要・供給の収縮による経済的被害も多大である。この状況下で、弁護士・弁護士会は、新型コロナウイルスに起因する法律問題について、被害者に寄り添う相談体制を構築し、解決にあたる必要がある。当連合会は、管内の弁護士会で実施される法律相談等に対する各種支援、相談から抽出される課題についての政策・立法提言等に全力で取り組む。

5 地域司法の拡充

具体的課題として、支部の本庁化（立川）、地家裁支部の新設（市川）、支部における合議制の実現、裁判官非常駐支部の常駐化、裁判員裁判・労働審判を取り扱う支部の増加、など管内の地域全般に、国民の利用しやすい司法制度・司法インフラの拡充に、当該地域の弁護士会と連携した取組みを行う。

6 災害対応

中越地震、中越沖地震、東日本大震災、常総水害、今年の東日本豪雨災害と、当連合会管内においても大規模災害の発生は絶え間がない。その災害対策の中で蓄積されてきた知見を結集し、当連合会に設置した災害対策委員会を中心に、大震災をはじめ今後起こりうる諸災害に対し十分な備えを構築する活動を行う。具体的には、弁護士の安全確保・安否確認体制の整備、当連合会・管内の弁護士会の業務継続計画の普及促進、被災直後の初期相談体制における当連合会の役割についての検討等である。

7 男女共同参画

当連合会の今年度理事・監事は45名中42名が男性であり、女性比率は6.7%で1割に満たない。女性役員を輩出するための環境整備とともに、管内の弁護士会の意見を集約しながらどのような方策があるか検討する。

また女性弁護士を増やし、女性弁護士に対するアクセス障害を解消する活動を行っていききたい。

8 関弁連定期弁護士大会とシンポジウム

今年度は9月25日（金）横浜市において、「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために～障害者スポーツ，不祥事対応を題材として～」をメインテーマに関弁連定期大会とシンポジウムを開催する。

9 地区別懇談会・法曹連絡協議会

日弁連と当連合会の懇談の機会である地区別懇談会を、7月7日（火）にさいたま市において、2021年1月26日（火）に甲府市において開催する。

また12月1日（火）に、東京高裁管内の法曹三者が司法制度の運用等を巡る意見交換を行う法曹連絡協議会を開催する。

10 当連合会の継続的な課題

「公文書管理」「所有者不明土地問題」「外国人の人権救済（在留外国人の権利擁護）」「弁護士任官の推進・民事家事調停官制度の充実」など、これまで当連合会が取り組んできた諸問題について、引き続き活動を展開していく。

2020年度財務担当常務理事 千葉 理（第二東京）

1 決算・予算について

当連合会の一般会計・特別会計に関する2019年度決算案、2020年度予算案、2021年度暫定予算案は、財務委員会及び常務理事会での審議を経て、2020年5月11日の理事会にて承認されました。

2 2019年度一般会計決算概要

(1) 収入

一般会計の収入合計は、147,138千円（千円未満切り捨て。以下同じ。）でした。会費収入は146,696千円であり、会員数の増加等により、2018年度（142,326千円）より4,370千円増となりました。

2019年度決算は、受取利息4千円及び2018年度繰越金72,743千円等を加え総収入は219,881千円となりました。

(2) 支出

一般会計の支出合計は、138,592千円でした。予算（146,875千円）対比執行率は94.36%（2018年度は95.17%）となりました。

- ① 事業費は59,056千円で、予算（66,702千円）対比執行率は88.54%（2018年度は90.75%）となりました。
- ② 管理費は67,262千円で、予算（67,399千円）対比執行率は99.80%（2018年度は100.30%）となりました。
- ③ その他、弁護士偏在問題対策基金会計への繰入金は2,920千円（2018年度は2,710千円）、職員退職積立基金会計への繰入金は2,674千円（2018年度は3,198千円）、災害復興支援基金会計への繰入金は6,680千円（2018年度は5,560千円）でした。

事業費においては、定期大会準備金の本部準備金、裁判官候補者推薦に関する委員会、理事委員旅費、対外交流活動費、地区別懇談会費において予算を超過しましたが、項内流用又は款内流用により対応いたしました。また、管理費においては職員人件費、交際費、及び事務費のうち5つの科目において予算を超過しましたが、項内流用又は款内流用により対応しました。職員人件費が1,523千円の大幅な予算超過となっておりますが、これは2019年度中に1名の職員が育児休業を取得することから新たに正職員1名を採用したところ、育休

職員が復職時期を年度内の11月に早めたため一時的に職員数が6名となったことによるものです。なお、2020年3月に事務局長が退職したことによって、本年4月現在の職員数は5名に戻っております。

2011年度から2017年度まで7年度連続の赤字決算でありましたが、2018年度は、委員会費につき前年度決算よりマイナス10%の予算を組むという方針のもとに予算編成を行ったこと、また、各科目における費用超過を基本的には認めないという厳格な予算執行を行った結果、ようやく202千円の黒字決算を達成いたしました。2019年度においては、121千円の黒字予算を組んでいたところ、新型コロナウイルス感染症対策のため2月度及び3月度において殆どの委員会や行事等が中止となった影響を受け支出減となり、単年度で見ると8,546千円の大幅な黒字決算となりました。

繰越金については、過去に続いた赤字決算により、2010年度の次年度繰越金が104,724千円であったものが2017年度は72,540千円まで減少しておりました。ここ2年度の黒字決算により、2020年度への繰越金は81,289千円と若干増加しております。

予算執行率は、予算全体として94.36%でした（2018年度は95.17%）。2011年度までの執行率は75%～80%の範囲内でしたが、2012年度以降は85%～95%前後の執行率となっています。これは、2011年度以降、予算実態にあった予算編成を目指してきたことが反映したものと考えられます。

3 2019年度特別会計決算概要

(1) 弁護士偏在問題対策基金会計

弁護士偏在問題対策基金は、管内弁護士会における無料法律相談実施に伴う補助金（相談会対策費）、管内弁護士会における常設法律相談所の運営援助金・開設援助金、日弁連ひまわり基金法律事務所の開設援助金及び都市型公設事務所の開設援助金・運営援助金に対応する基金です。

① 同会計の収入合計は、4,185千円となりました。内訳は、前年度からの繰越金1,265千円、受取利息30円、一般会計からの繰入金2,920千円です。

② 支出は相談会対策費696千円、運営援助金1,546千円、開設援助金300千円の合計2,543千円で次年度繰越金は1,642千円となりました。予算の執行率は60.85%です。2017年度まで毎年度、かながわパブリック法律事務所へ運営援助金を支出していましたが、2018年度に引き続き2019年度は同事務所が黒字決算となったため、この費用の支出はありませんでした。

(2) 職員退職積立基金会計

一般会計からの繰入金は2,674千円であり、前年度からの繰越金23,487千円と受取利息250円をあわせ、26,161千円が収入合計となりました。2019年度は事務局長が退職したため5,572千円を支出し、次年度繰越額は20,589千円となりました。

(3) 研修基金会計

研修基金会計は、日弁連夏期研修（関東地区）にかかる経費について対応している会計であり、費用の収入は研修参加者の会費及び日弁連の補助金となります。

① 同会計の収入合計は、3,808千円です。内訳は、前年度からの繰越金2,664千円、会費544千円、日弁連からの補助金600千円、受取利息21円です。

② 支出合計は895千円であり、印刷費が予算を超過し、項内流用により対応しました。次年度への繰越金は、2,912千円です。

(4) 災害復興支援基金会計

災害復興支援基金会計は、2004年10月の中越地方地震の際に新潟県弁護士会に寄せられた義援金の一部金3,000千円について、同弁護士会から、将来関弁連管内において発生する災害に対する復興支援を目的とした基金として寄付の申し出を受け、2005年度に設置した会計です。寄付を受け入れるため、新たに「災害復興支援基金の設置、管理及び支出に関する規則」を設け、同基金を管理することといたしました。2011年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原発事故以降は、関弁連及び管内弁護士会の原発被害者救済活動及び各種災害への対応に必要な費用は、この特別会計から支出されています。また、全国各地で発生している地震、豪雨等の自然災害について、被災地域の弁護士会が実施する被災者法律相談活動等への義援金・援助金もこの基金会計から拠出されています。

収入は、前年度からの繰越金3,321千円、一般会計からの繰入金6,680千円、台風15号及び19号による被災に対する管内及び管外弁護士会からの寄付金収入7,450千円、日弁連からの補助金41千円及び受取利息62円を合わせた17,493千円です。

支出については、台風15号及び19号による被災に対する管内及び管外弁護士会からの寄付金7,450千円を、第6回常務理事会（2019年10月15日）、第3回理事会（2019年12月10日）、第8回常務理事会（2020年1月17日）審議によって、直ちに管内の被災弁護士会へ義援金として全額支出することが議決されたため、当初の予算内支出とは別に予算外支出を行いました。また、当基金から山形県沖地震義援金1,000千円、台風19号災害義援金1,000千円を支出し、

義援金支出の合計は 9,450 千円でした。管内弁護士会の災害対策研修会への援助金、関弁連災害対策協議会及び災害対策本部事務局会議費用等をあわせた支出合計は 11,885 千円であり、次年度への繰越金は、5,607 千円となりました。

4 2020 年度一般会計予算の概要

(1) 収入

収入予算合計額は、232,354 千円です。この内、前年度からの繰越金は 81,289 千円、会費収入は、150,830 千円としています。会費収入は、2019 年度予算より 4,138 千円、同決算より 4,133 千円増を予定しました。

なお、当連合会会費は、管内弁護士会から年 2 回（5 月末、1 月末）にわけて納入されており、その金額は、2020 年 1 月 16 日付の規約第 17 条改正により、各会所属会員数から日弁連会費免除会員数を引いた人数に、年額 6,300 円を掛けて算出した額となりました。この規約改正は、旧規定では弁護士会毎の会費免除制度が異なることから各会における会費免除会員割合に大きな差があったため、各弁護士会会員に共通に適用される日弁連会費免除制度を採用する方式に変更し、あわせて旧規定の会費額 6,500 円を維持すると会費総額が増えてしまうことから 1 人当たりの会費額を 6,300 円に減額したものです。

(2) 支出

支出予算合計は、149,486 千円です。前年度予算（146,875 千円）より 2,610 千円増、前年度決算（138,592 千円）より 10,894 千円増となりました。この増額は、2019 年度決算が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて一部の事業を実施できず 8,546 千円の黒字となったこと、2020 年度から災害対策委員会が新設され 1,440 千円の予算計上を行ったこと等によります。

主な支出予算内訳は以下のとおりとなっています。

① 事業費は 71,518 千円（2019 年度予算 66,702 千円・4,815 千円増）です。

(ア) 定期大会準備金は、本部準備金と開催担当会への補助金によって構成されています。本年度担当会の神奈川県弁護士会の作成した予算書に基づき、同会への補助金は 4,000 千円を予定しました。

(イ) シンポジウム委員会を除いた委員会費総額は 44,681 千円（2019 年度予算 25,948 千円・18,732 千円増）となっています。全ての委員会で 2019 年度予算及び決算より増額となっていますが、これは 2020 年度より、委員旅費については予算を超えた支出を防ぐため、理事・委員活動費中の理事委員旅費で一括計上することをやめ、各委員会費に計上することとなったことが大きな要因です。また、2019 年 11 月時点での決算予測を超えない

額を予算額とすることを基本として予算編成が行われましたが、各委員会の年度末にかけての予算執行率が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて落ち込んだことも、決算額との差額の要因です。

また、先述のとおり災害対策委員会が新設されたため予算計上しております。

なお、各委員会の提出した事業計画・予算要望に対しては、財務委員会から全委員会に照会・質問を発した上、厳格な審議を行い、必要と判断された活動費用を計上しています。

- (ウ) 理事・委員活動費については、(イ)における説明のとおり 2020 年度より委員旅費を各委員会費に計上することとしたため、2019 年度理事委員旅費予算 19,938 千円に比べ、2020 年度理事旅費予算は 4,000 千円と、15,938 千円の減額になっております。
 - (エ) 日弁連等関係費のうち、その他共催事業費については、2019 年度予算と同額の 2,500 千円を計上しました。共催事業費は、主に管内弁護士会への共催費用援助金として支出されます。
- ② 管理費は 62,168 千円（前年度予算 67,399 千円・5,231 千円減）です。主な特徴は以下のとおりです。
- (ア) 2012 年度から規約改正及び規則制定を踏まえて正副理事長に役員報酬が支払われており、本年度は従来と同様の 7,200 千円を計上しています。
 - (イ) 職員人件費については、34,842 千円（前年度予算 40,239 千円・5,397 千円減）を計上しています。2（2）における説明のとおり、2019 年度中は一時的に職員数が 6 名となっていたところ、事務局長が退職したことにより 5 名体制となったことによるものです。2012 年度から職員業務評価制度が導入されており、2019 年度末に実施された 5 名の職員に対する業務評価と定期昇給による賃金増が反映されたものとなっています。
 - (ウ) リース・保守料は 6,709 千円（前年度予算 5,500 千円・1,209 千円増）であり、この増額には、職員 P C リース契約料（Windows7 サポート終了に伴い 2019 年 12 月より新規 7 台をリース契約）、日弁連テレビ会議システム更新に伴う新規テレビ会議用機器リース契約料、会議用 Zoom 使用料、P C A 公益法人会計ソフト・P C A 給与ソフトバージョンアップ料等が含まれます。
- ③ 弁護士偏在問題対策基金会計については、前年度からの繰越金が 1,642 千円となりましたので、本年度予定されている支出を賄うために 2,710 千円の繰入を行いました。これは、特別会計には余剰金を残さないという従来から

の方針に基づき計算した金額ということになります。

- ④ 職員退職積立金会計には、現在の事務局職員全員が年度末に退職したと仮定した場合でも退職給与金の支払いが可能となるように、本年度は2,590千円を繰り入れました。
- ⑤ 災害復興支援基金には、10,000千円を繰り入れました。前年度からの繰越金5,607千円を加えた15,607千円により、当連合会及び管内弁護士会の東日本大震災被災者・原発事故被害者救済活動を始めとする諸活動等を推進していくこととなります。従来、本特別会計には、東日本大震災以降年度始めに10,000千円規模の予算を組むという方針であり、繰越金が5,607千円ありますのでこれによれば4,400千円を繰り入れれば足りることとなるところですが、本年度は例外的に、繰越金は台風19号対応及び新型コロナウイルス感染症対応のため2020年度に引き継ぎ、繰越金とは別に新たに10,000千円を繰り入れることとなりました。
- ⑥ 予備費につきましては、昨年度に引き続き、事業予備費500千円、管理予備費500千円、全体予備費500千円の合計1,500千円を計上いたしました。

(3) 収支差額について

以上の結果、2020年度予算は単年度で1,578千円の黒字予算となりました(2018年度は7,521千円の赤字予算、2019年度は121千円の黒字予算)。遡って記録で確認できる限りで、当連合会が黒字予算を編成したことは2019年度が初めてのことであり、本年度も黒字予算を策定することができました。この間、理事者及び財務委員会において財政赤字から脱出するための厳格な予算編成及び予算執行を続け、各委員会にも協力いただいていた努力が、漸くにして成果を現してきたといえます。

財務委員会では、赤字予算から脱却できたことを一過性のものとしないうちに、執行部に対して本年度においても厳格な予算執行に努めていただくよう求めています。

5 2020年度特別会計予算概要

弁護士偏在問題対策基金、職員退職積立金及び災害復興支援基金への一般会計からの繰入金につきましては、前述4(2)③④⑤のとおりです。

- (1) 弁護士偏在問題対策基金の収入合計は、前年度繰越金1,642千円と一般会計からの繰入金2,710千円、受取利息をあわせ、4,352千円としています。支出合計は4,350千円となっており、次年度繰越金は2千円としています。
- (2) 職員退職積立金の収入合計は、前年度繰越金20,589千円と一般会計からの繰

入金 2,590 千円、受取利息をあわせ、23,179 千円を計上しています。

また、支出は職員全員分の退職給与金 23,173 千円を計上しています。

- (3) 研修基金は、日弁連補助金と研修会参加会費の収入により支出を賄うことになっており、一般会計からの繰入は予定していない特別会計です。収入合計は、前年度繰越金 2,912 千円、会費 540 千円と補助金 600 千円を見込み、4,052 千円としています。

支出につきましては、研修事業費 1,102 千円とし、2,950 千円を次年度に繰り越す予定です。

- (4) 災害復興支援基金の収入合計は、前年度繰越金 5,607 千円と一般会計からの繰入金 10,000 千円をあわせ 15,607 千円とし、支出は災害事業費として 15,607 千円を計上しています。

6 2021 年度暫定予算

慣例に従い、2021 年度の暫定予算（2021 年 4 月・5 月分）は、2020 年度予算の 2 ヶ月分相当額を組んでいます。支出の時期が明らかなものについては、そのことを反映させています。

7 予算編成方針と当連合会の財政状況について

当連合会財務委員会は、2020 年度予算案を策定するにあたり、前年度財務委員会方針を踏まえ、以下のとおりの方針を確認しています。

- ① 実態にあった予算を編成し、昨年度に引き続き、予算編成時における黒字予算を維持する。また、委員会予算の算定にあたっては、各委員会の予算執行率・決算額を踏まえることとする。
- ② 印刷物等の発注にあたっては、複数業者による相見積もりを励行し、経費の削減に努める。
- ③ 特別会計については、次年度へ多額の繰越金が発生しないように予算編成を行う。
- ④ 財政規律の確立・維持（予算編成及び予算執行の厳格化）を続けたことにより、2018 年度においては黒字決算に転じることができ、2019 年度も黒字決算となる予測である（2019 年 12 月 11 日予算編成方針策定時点）が、2017 年度まで赤字決算が 7 年度連続していたことを踏まえ、再び財政赤字を招来することのないように厳格な姿勢で予算編成に臨むこととする。
- ⑤ 各委員会費を始めとする 2020 年度予算全体について案を策定する際は、活動・支出の効率化・合理化による支出削減を提案することとする。

また、「赤字予算」編成の主な理由となってきた委員会予算については、予算案に関する疑問点について各委員会に照会を発するなどして十分に精査を行い、予算要望額を一定程度減額したものとしております。

更に、今回の予算案提出にあたり財務委員会は、2点を意見として述べています。

1点目は、2020年度予算案は黒字予算となりましたが、引き続き執行部には、予算の厳格な執行をお願いする。2019年度において予算を超過した科目・費用については、一定の工夫をおとりいただきたい。予算執行上の留意点については、財務委員会作成の「予算算定説明書概要」の各箇所に記載してあるので、配慮していただきたいとのことです。

また、2点目は、従来通り、委員会予算執行の適正化の視点から予算成立後に各委員会に「実行予算書」の作成を求めるべきというものです。

執行部としては、この意見に十分配慮して、今後の対応を進めていくことが必要であると考えています。

当連合会の財政状況については、弁護士人口増により管内各弁護士会から納めていただく会費収入が毎年増加してきたこともあり、2010年度までは、ほぼ毎年度黒字決算が続き、その結果、次年度への繰越金も2010年度には1億円を超えました。しかし、2011年度以降は、弁護士会連合会としての諸活動の幅広い展開、取り分け各委員会活動の活発化による支出増等により、赤字決算が続き、繰越金も大幅に減少してまいりました。

厳格な予算編成と予算執行により、漸くにして2018年度及び2019年度に黒字決算を達成し、また、2019年度及び2020年度は黒字予算を組むことができました。

弁護士会連合会としての地域性、先進性等に富んだ諸活動を維持していくには、健全財政を維持していくことが必要であることを自覚して、引き続き会務に臨んでまいりたいと思います。

2019年度一般会計決算 (2019年4月1日～2020年3月31日)
 2020年度一般会計予算 (2020年4月1日～2021年3月31日)
 2021年度暫定予算 (2021年4月1日～2021年5月31日)

収入の部	科目	2019年度			執行率	2020年度	2021年度
		予算	決算	差額		予算	暫定予算
収入の部	会費	146,692,146	146,696,544	- 4,398	100.00%	150,830,400	99,901,200
	受取利息	5,000	4,845	155	96.90%	4,800	800
	補助金等収入	300,000	435,595	- 135,595	145.20%	230,000	0
	雑収入	0	1,510	- 1,510		0	0
	収入合計(A)	146,997,146	147,138,494	- 141,348	100.10%	151,065,200	99,902,000
	繰越額	72,743,413	72,743,413	0	100.00%	81,289,516	82,997,878
	合計(B)	219,740,559	219,881,907	- 141,348	100.06%	232,354,716	182,899,878
支出の部	一、事業費	66,702,092	59,056,385	7,645,707	88.54%	71,518,000	11,919,667
	1. 定期大会準備金	4,120,000	3,254,476	865,524	78.99%	4,620,000	770,000
	(1) 本部準備金	620,000	1,092,803	- 472,803	176.26%	620,000	103,333
	(2) 開催担当会への補助金	3,500,000	2,161,673	1,338,327	61.76%	4,000,000	666,667
	2. シンポジウム委員会	7,662,000	6,925,916	736,084	90.39%	8,934,000	1,489,000
	(1) 当年度	7,000,000	6,441,296	558,704	92.02%	6,874,000	1,145,667
	(2) 翌年度	360,000	183,660	176,340	51.02%	1,960,000	326,667
	(3) 前年度	302,000	300,960	1,040	99.66%	0	0
	(4) 準備委員会					100,000	16,667
	3. 委員会費	25,948,092	21,100,845	4,847,247	81.32%	44,681,000	7,446,833
	(1) 総務	50,000	0	50,000	0.00%	573,000	95,500
	(2) 地域司法充実推進	990,000	949,000	40,994	95.86%	2,600,000	433,333
	(3) 人権擁護	510,000	365,834	144,166	71.73%	1,080,000	180,000
	(4) 環境保全	600,000	329,009	270,991	54.83%	1,190,000	198,333
	(5) 民事介入暴力対策	1,200,000	1,137,044	62,956	94.75%	4,000,000	666,667
	(6) 外国人の人権	4,362,092	3,547,240	814,852	81.32%	5,871,000	978,500
	(7) 弁護士偏在問題対策	1,976,000	1,706,603	269,397	86.37%	2,374,000	395,667
	(8) 会報広報	9,000,000	8,050,912	949,088	89.45%	9,410,000	1,568,333
	(9) 研修	370,000	302,080	67,920	81.64%	1,350,000	225,000
	(10) 裁判官候補者推薦	730,000	881,220	- 151,220	120.72%	1,223,000	203,833
	(11) 裁判官選考検討	180,000	0	180,000	0.00%	391,000	65,167
	(12) 法教育	900,000	752,655	147,345	83.63%	1,415,000	235,833
	(13) 憲法問題	1,200,000	797,212	402,788	66.43%	1,450,000	241,667
	(14) 財務	50,000	0	50,000	0.00%	320,000	53,333
	(15) 業務妨害対策	260,000	231,210	28,790	88.93%	804,000	134,000
	(16) 消費者問題対策	1,490,000	679,210	810,790	45.58%	2,950,000	491,667
	(17) 創立60周年記念行事	0	0	0		0	0
	(18) 法曹倫理教育	530,000	438,960	91,040	82.82%	1,110,000	185,000
	(19) 高齢者・障がい者	1,200,000	740,140	459,860	61.68%	3,700,000	616,667
	(20) 男女共同参画・両性平等	350,000	192,510	157,490	55.00%	1,430,000	238,333
	(21) 災害対策					1,440,000	240,000
	(22) 委員会予備経費	0	0	0		0	0
	4. 理事・委員活動費	24,709,000	24,781,786	- 72,786	100.29%	9,020,000	1,503,333
	(1) 理事委員会議費	800,000	677,218	122,782	84.65%	800,000	133,333
	(2) 理事委員旅費	19,938,000	20,270,349	- 332,349	101.67%	0	0
	(3) 理事旅費					4,000,000	666,667
	(4) ブロック大会等対外関係	2,100,000	1,723,625	376,375	82.08%	2,100,000	350,000
	(5) 役員就任披露宴	500,000	500,000	0	100.00%	500,000	83,333
	(6) 歴代正副会議費	225,000	224,594	406	99.82%	230,000	38,333
	(7) 対外交渉活動費	1,146,000	1,386,000	- 240,000	120.94%	1,390,000	231,667
	5. 司法協議会関係	513,000	512,909	91	99.98%	513,000	85,500
	(1) 法曹連絡協議会	513,000	512,909	91	99.98%	513,000	85,500
	6. 日弁連等関係費	3,250,000	2,480,453	769,547	76.32%	3,250,000	541,667
	(1) 地区別懇談会費	750,000	871,397	- 121,397	116.19%	750,000	125,000
	(2) その他開催事業	2,500,000	1,609,056	890,944	64.36%	2,500,000	416,667
	7. 事業予備費	500,000	0	500,000	0.00%	500,000	83,333
	二、管理費	67,399,852	67,262,006	137,846	99.80%	62,168,838	10,361,473
1. 役員報酬	7,200,000	7,200,000	0	100.00%	7,200,000	1,200,000	
(1) 理事長報酬	3,600,000	3,600,000	0	100.00%	3,600,000	600,000	
(2) 副理事長報酬	3,600,000	3,600,000	0	100.00%	3,600,000	600,000	
2. 人件費	47,199,852	48,330,546	- 1,130,694	102.40%	41,302,838	6,883,806	
(1) 職員人件費	40,239,852	41,763,179	- 1,523,327	103.79%	34,842,838	5,807,140	
(2) 法定福利費	6,500,000	6,224,188	275,812	95.76%	6,000,000	1,000,000	
(3) 福利厚生・研修費	460,000	343,179	116,821	74.60%	460,000	76,667	
(4) アルバイト人件費	0	0	0	0.00%	0	0	
3. 交際費	50,000	84,838	- 34,838	169.68%	50,000	8,333	
4. 事務費	11,750,000	11,301,870	448,130	96.19%	12,816,000	2,136,000	
(1) 電話・通信費	1,500,000	1,186,048	313,952	79.07%	1,350,000	225,000	
(2) 印刷費	420,000	280,772	139,228	66.85%	350,000	58,333	
(3) 消耗品費	700,000	565,971	134,029	80.85%	650,000	108,333	
(4) リース・保守料	5,500,000	5,579,628	- 79,628	101.45%	6,709,000	1,118,167	
(5) 共益費	2,400,000	2,418,267	- 18,267	100.76%	2,500,000	416,667	
(6) 税理士顧問料	389,000	392,400	- 3,400	100.87%	396,000	66,000	
(7) 都内交通費	1,000	690	310	69.00%	1,000	167	
(8) 雑費	840,000	855,169	- 15,169	101.81%	860,000	143,333	
(9) 雑損失	0	22,925	- 22,925		0	0	
5. 什器備品費	700,000	344,752	355,248	49.25%	300,000	50,000	
6. 管理予備費	500,000	0	500,000	0.00%	500,000	83,333	
三、弁護士偏在対策繰入金	2,920,000	2,920,000	0	100.00%	2,710,000	2,710,000	
四、職員退職給与繰入金	2,674,000	2,674,000	0	100.00%	2,590,000	2,590,000	
五、災害対策への繰入金	6,680,000	6,680,000	0	100.00%	10,000,000	10,000,000	
六、予備費	500,000	0	500,000	0.00%	500,000	500,000	
七、偏在対策援助金	0	0	0		0	0	
支出合計(C)	146,875,944	138,592,391	8,283,553	94.36%	149,486,838	38,081,140	
収支差額(A)-(C)	121,202	8,546,103	- 8,424,901	7051.12%	1,578,362	61,820,860	
次期繰越額(D)=[(B)-(C)]	72,864,615	81,289,516	- 8,424,901	111.56%	82,867,878		
合計(C)+(D)	219,740,559	219,881,907	- 141,348	100.06%	232,354,716		

*本部準備金 472,803 円、裁判官候補者推薦委員会 151,220 円、地区別懇談会費 121,397 円は項内流用
 *理事委員旅費 332,349 円、対外交渉活動費 240,000 円は款内流用
 *リース・保守料 79,628 円、共益費 18,267 円、税理士顧問料 3,400 円、雑費 15,169 円、雑損失 22,925 円は項内流用
 *職員人件費 1,523,327 円、交際費 34,838 円は款内流用

2019年度特別会計決算 (2019年4月1日～2020年3月31日)
2020年度特別会計予算 (2020年4月1日～2021年3月31日)

弁護士偏在問題対策基金会計

収入の部	科 目	2019年度				2020年度
		予算	決算	差額	執行率	予算
収入の部	受取利息	31	30	1	96.77%	30
	一般会計からの繰入金	2,920,000	2,920,000	0	100.00%	2,710,000
	収入合計(A)	2,920,031	2,920,030	1	100.00%	2,710,030
	繰越額	1,265,819	1,265,819	0	100.00%	1,642,261
	合計(B)	4,185,850	4,185,849	1	100.00%	4,352,291
支出の部	対策費	4,180,000	2,543,588	1,636,412	60.85%	4,350,000
	1. 相談会対策費	910,000	696,701	213,299	76.56%	880,000
	2. 運営援助金	2,970,000	1,546,887	1,423,113	52.08%	2,970,000
	3. 開設援助金	300,000	300,000	0	0.00%	500,000
	予備費	0	0	0	0.00%	0
	支出合計(C)	4,180,000	2,543,588	1,636,412	60.85%	4,350,000
	収支差額(A)-(C)	-1,259,969	376,442	-1,636,411	-29.88%	-1,639,970
	次期繰越額(D) [(B)-(C)]	5,850	1,642,261	-1,636,411	28072.84%	2,291
	合計(C)+(D)	4,185,850	4,185,849	1	100.00%	4,352,291
						* 1
						* 2
						* 3

* 1 10万円×7箇所(神奈川県・埼玉・千葉県・栃木県・群馬・山梨県・長野県), 9万円(第一東京), 6万円(第二東京), 3万円(新潟県)
* 2 30万円×5箇所(秩父・銚子・鴨川・佐原・館山), 21万円(小笠原), 12万円(大島), 7万円×2箇所(利根沼田・吾妻), 100万円(かながわパブリック)
* 3 50万円(村上ひまわり基金法律事務所開設援助金)

職員退職積立基金会計

収入の部	科 目	2019年度				2020年度
		予算	決算	差額	執行率	予算
収入の部	受取利息	230	250	-20	108.70%	150
	一般会計からの繰入金	2,674,000	2,674,000	0	100.00%	2,590,000
	収入合計(A)	2,674,230	2,674,250	-20	100.00%	2,590,150
	繰越額	23,487,523	23,487,523	0	100.00%	20,589,400
	合計(B)	26,161,753	26,161,773	-20	100.00%	23,179,550
支出の部	退職給与金	26,160,871	5,572,373	20,588,498	21.30%	23,173,354
	支出合計(C)	26,160,871	5,572,373	20,588,498	21.30%	23,173,354
	収支差額(A)-(C)	-23,486,641	-2,898,123	-20,588,518	12.34%	-20,583,204
	次期繰越額(D) [(B)-(C)]	882	20,589,400	-20,588,518	2334399.09%	6,196
	合計(C)+(D)	26,161,753	20,589,400	5,572,353	78.70%	23,179,550

(特記事項) 2020年度末に全職員(5名)が退職したとしても支給を可能とするために、一般会計からの繰入金額として2,590,000円を計上した。

研修基金会計

収入の部	科 目	2019年度				2020年度
		予算	決算	差額	執行率	予算
収入の部	会費	490,000	544,000	-54,000	111.02%	540,000
	補助金	600,000	600,000	0	100.00%	600,000
	受取利息	21	21	0	100.00%	21
	雑収入	0	0	0		0
	収入合計(A)	1,090,021	1,144,021	-54,000	104.95%	1,140,021
支出の部	繰越額	2,664,372	2,664,372	0	100.00%	2,912,721
	合計(B)	3,754,393	3,808,393	-54,000	101.44%	4,052,742
	研修事業費	1,071,000	895,672	175,328	83.63%	1,102,000
	1. 会場関係費	413,000	406,404	6,596	98.40%	407,000
	2. 講師関係費	104,000	49,200	54,800	47.31%	104,000
3. 印刷費	220,000	272,430	-52,430	123.83%	273,000	
4. 通信費	180,000	161,575	18,425	89.76%	162,000	
5. 雑費	54,000	6,063	47,937	11.23%	56,000	
6. 予備費	100,000	0	100,000	0.00%	100,000	
支出合計(C)	1,071,000	895,672	175,328	83.63%	1,102,000	
収支差額(A)-(C)	19,021	248,349	-229,328	1305.66%	38,021	
次期繰越額(D) [(B)-(C)]	2,683,393	2,912,721	-229,328	108.55%	2,950,742	
合計(C)+(D)	3,754,393	3,808,393	-54,000	101.44%	4,052,742	

*印刷費支出の不足金(52,430円)は項内流用。

災害復興支援基金会計

収入の部	科 目	2019年度				2020年度
		予算	決算	差額	執行率	予算
収入の部	受取利息	48	62	-14	129.17%	48
	補助金等収入	0	41,718	-41,718		0
	寄付金収入					
	管内弁護士会	0	300,000	-300,000		0
	管内弁護士会外	0	7,150,000	-7,150,000		0
	一般会計からの繰入金	6,680,000	6,680,000	0	100.00%	10,000,000
	収入合計(A)	6,680,048	14,171,780	-7,491,732	212.15%	10,000,048
	繰越額	3,321,599	3,321,599	0	100.00%	5,607,673
合計(B)	10,001,647	17,493,379	-7,491,732	174.90%	15,607,721	
支出の部	災害事業費	10,000,000	11,885,706	-1,885,706	118.86%	15,607,673
	1. 災害支援統轄本部活動費	3,130,000	1,974,906	1,155,094	63.10%	6,957,673
	2. 災害対策事務局活動費	1,050,000	460,800	589,200	43.89%	1,050,000
	3. 会議費	0	0	0		0
	4. 諸雑費	0	0	0		0
	5. 予備費	820,000	0	820,000		0
	6. 義援金	5,000,000	9,450,000	-4,450,000	189.00%	7,600,000
	支出合計(C)	10,000,000	11,885,706	-1,885,706	118.86%	15,607,673
収支差額(A)-(C)	-3,319,952	2,286,074	-5,606,026	-68.86%	-5,607,625	
次期繰越額(D) [(B)-(C)]	1,647	5,607,673	-5,606,026	340478.02%	48	
合計(C)+(D)	10,001,647	17,493,379	-7,491,732	174.90%	15,607,721	

* 1 第6回常務理事会(2019年10月15日), 第3回理事会(2019年12月10日), 第8回常務理事会(2020年1月17日)審議によって, 745万円の寄付金収入全額を台風第15号・第19号災害義援金として支出することが議決されたため, 当初の予算内支出とは別に予算外支出を行った。
内訳は以下のとおり。
神奈川県弁護士会(50万円), 埼玉弁護士会(100万円), 千葉県弁護士会(195万円), 茨城県弁護士会(50万円), 栃木県弁護士会(50万円)

- 万円)、静岡県弁護士会(50万円)、長野県弁護士会(250万円)
- * 2 200万円は通常予算内の義援金支出である。
内訳は以下のとおり。
山形県沖地震義援金 新潟県弁護士会(50万円)、山形県弁護士会(50万円)
台風第19号災害義援金 福島県弁護士会(50万円)、仙台弁護士会(50万円)
- * 3 台風第19号支援統括本部活動費(200万円)
新型コロナウイルス感染症支援統括本部活動費(3,007,673円)
管内弁護士会の被災者支援活動等への費用援助(195万円)
- * 4 2020年度第1回災害対策事務局会議(40万円)、2020年度第2回災害対策事務局会議(50万円)
支援機構との打ち合わせ会議(15万円)
- * 5 コロナウイルス感染症管内弁護士会への義援金(260万円)、その他義援金(500万円)

財 産 目 録

2020年(令和2年)3月31日現在

【資産】 (単位:円)

会計・区分	金 額
流動資産	113,250,214
現金及び預金	112,844,859
1. 一般会計	81,974,204
(1) 普通預金	28,939,055
三井住友銀行日比谷支店	24,476,953
三菱UFJ銀行東京公務部	3,727,173
三菱UFJ銀行虎ノ門支店	182,267
りそな銀行虎ノ門支店	185,566
横浜銀行新橋支店	180,789
みずほ銀行新橋支店	186,307
(2) 定期預金	52,500,000
三井住友銀行日比谷支店	0
三菱UFJ銀行虎ノ門支店	17,500,000
りそな銀行虎ノ門支店	17,500,000
みずほ銀行新橋支店	17,500,000
(3) 現金	535,149
2. 弁護士偏在問題対策基金会計	1,642,261
(1) 普通預金 三井住友銀行日比谷支店	1,619,850
(2) 定期預金 三井住友銀行日比谷支店	0
(3) 現金	22,411
3. 職員退職積立基金会計	20,708,000
(1) 普通預金 三井住友銀行日比谷支店	20,708,000
(2) 定期預金 三井住友銀行日比谷支店	0
4. 研修基金会計	2,912,721
(1) 普通預金 三井住友銀行日比谷支店	2,759,121
(2) 現金	153,600
5. 災害復興支援基金会計	5,607,673
(1) 普通預金 三井住友銀行日比谷支店	5,533,871
(2) 現金	73,802
立替金	360,915
2019年度労働保険料概算払分(一般会計)	360,915
仮払金	44,440
第15回支部交流会会場費前払分(一般会計)	44,440
固定資産	251,016
什器備品(パソコン他)	206,216
電話加入権(03-3581-3838代)	44,800
資産合計	113,501,230

【負債】

会計・区分	金 額
1. 一般会計	
未払い金(共催費他)	153,287
預り金	936,756
(1) 源泉所得税等	868,317
(2) 社会保険料等	68,439
2. 特別会計(職員退職積立金)	
預り金(退職者所得税及び住民税)	118,600
負債合計	1,208,643

大会宣言（案）

スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指す宣言

これまで、スポーツと法の分野は、必ずしも弁護士に周知浸透されてきたとはいえず、また、スポーツ団体などの関係者にとっても、スポーツの現場に法を持ち込むことに対する抵抗感は少なからずあっただろう。しかし、スポーツ基本法は、前文及び第2条第1項において「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」として、いわゆるスポーツ権を規定している。そして、スポーツを安全・安心な環境の下で思う存分楽しみ、全力を尽くして競い合うためには、参加者のスポーツ権が保障され、スポーツが公正かつ公平なものでなければならない。とりわけ勝敗をつけることを本質としている競技スポーツについては、その要請は強い。

近時、プロアマを問わず、スポーツ団体を巡る不祥事報道が後を絶たないが、こうした不祥事は、競技者のスポーツ権をはじめとする様々な権利を侵害するものであり、スポーツ団体のガバナンスやコンプライアンスに関わるものでもあるから、多分に法律的な問題が含まれている。現に、スポーツ庁は、令和元年6月10日に、スポーツ団体が適正な団体運営を目指す指針となる「スポーツ団体ガバナンスコード」を公表し、不祥事の未然防止とスポーツの価値の実現を目指しているが、このガバナンスコードでは13の原則が打ち出され、弁護士を積極的に活用すべきことが具体的に明記された。従って、弁護士がスポーツ法分野における専門性を高め、スポーツ団体と連携して、不祥事の事前防止や事後の対応などの対策に寄与し、以て、スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指すことの意義は大きい。

他方、競技者のスポーツ権が侵害され、スポーツにおける公正性・公平性の実現が危ぶまれる事例を、より顕著に抱えるのが障害者スポーツである。東京パラリンピックの開催が迫っているにも関わらず、競技種目やルールの周知すら十分とは言えない。障害の程度が代表選考に影響することや、障害の程度により参加クラスが分けられることについては、公正性・公平性との関係で大きな問題もあるなど障害者スポーツ特有の課題は多い。また、障害者スポーツの歴史や現状を見ると、差別に関わる問題も根深く、日常的なスポーツ活動の現場からオリンピック出場に至るまで、多くの具体的問題が生じている。こうした差別に関する問題は、障害者権利条約や障害者差別解消法、ひいては憲法解釈にも関わる極めて法律的な問題であって、弁護士が、障害者スポーツについて知り、差別や代表選考などの問題の解決に

貢献することで、スポーツにおける公正性・公平性の実現を目指すことの意義は大きい。

よって、スポーツにおける公正性・公平性を実現するべく、スポーツ団体の適正な運営に寄与してスポーツにおける不祥事を防止し、障害者スポーツにおける各種問題の解決に貢献することを目的として、当連合会は、以下のとおり、宣言する。

第1 スポーツ権の保障やスポーツにおける公正性・公平性の重要性の啓発

スポーツ基本法においてスポーツ権が保障されたにもかかわらず、スポーツ団体の不祥事やスポーツ権を侵害する事例が後を絶たない現状において、スポーツにおける公正性・公平性を実現することは極めて重要と考えられる。

そこで、スポーツ権の保障やスポーツにおける公正性・公平性の実現が重要であるという認識を普及させるとともに、スポーツ権侵害の救済やスポーツ団体の不祥事の未然防止や事後対応について、弁護士との関与が期待されていることに鑑み、弁護士会連合会として、管内弁護士会の弁護士に対して、スポーツ法分野における弁護士の役割や必要性を啓発していく。

第2 スポーツロイヤーの養成と権利侵害に対する救済手続きの研修

スポーツ法の分野における弁護士の活躍の場は多岐にわたるが、必ずしも弁護士に周知浸透されているとはいえない新しい分野であることに鑑み、弁護士会連合会として、管内弁護士会の会員弁護士に対して、スポーツ法に関する諸問題についての研修会を積極的に行うなど、スポーツロイヤーの養成に取り組んでいく。また、その中でもスポーツ紛争の解決手段の一つである日本スポーツ仲裁機構（J S A A）のスポーツ仲裁やスポーツ調停（和解あっせん）制度は、弁護士業務への親和性が高いにもかかわらず、いまだ多くの弁護士に周知された手続きとはいええず、スポーツにおいて権利侵害を受けた被害者に対する救済に寄与しきれていないのが現状である。

そこで、スポーツロイヤーを養成する中で、スポーツ仲裁やスポーツ調停（和解あっせん）制度その他の救済手段に関する研修を積極的に取り入れ、知識経験を啓発することで、かかる手続きに関する相談依頼に対応できる弁護士を増やし、以てスポーツ被害の救済に貢献することを目指す。

第3 スポーツ団体、並びに、競技者への周知・広報

第2におけるスポーツロイヤー養成に関する取り組みをスポーツ団体や競技者に周知、広報するとともに、スポーツロイヤーをスポーツ団体に派遣する仕組み

を創設したり，競技者に対する法律相談を実施するなど，スポーツ団体のガバナンスの構築とコンプライアンスの実現，並びに，競技者のスポーツ権の保障に寄与すべく，スポーツ団体，競技者へ弁護士の積極的活用を促していく。

第4 障害者スポーツと差別・権利侵害事例の研究

障害者スポーツにおいては，スポーツにおける公正性・公平性の観点から競技者のスポーツ権が侵害される事例や障害者差別に関わる問題など法的課題が山積しているにもかかわらず，いまだ理解が浸透していない現状がある。そこで，法律の専門職である弁護士が中心となって，スポーツ法のみならず，障害福祉法制の観点からも，法的に差別・権利侵害事例を研究し，競技者の救済の必要性を啓発するものとする。

以上の通り宣言する。

2020年（令和2年）9月25日

関東弁護士会連合会

提案理由

第1 スポーツロイヤーの養成と普及

1 スポーツと弁護士に関わり方の変容

スポーツと法は、一見すると相互のかかわりがないようにも見える。実際に、これまでのスポーツの現場においては、スポーツと法は別物であり、専門的にスポーツに取り組んできたわけでもない弁護士に何が分かるのかといった風潮も感じられた。

それ故、顧問弁護士がいるスポーツ団体は少なく、また、顧問弁護士がいるスポーツ団体であっても、弁護士はトラブルになったときに相談・依頼するだけの存在であったし、ましてや、顧問弁護士のいないスポーツ団体と弁護士の関りはなかったといえる。

他方、弁護士側にとっても、スポーツの法律問題は、スポーツ事故などの損害賠償事案の延長という程度の認識や、専門的な知識が必要であり容易に対応できない分野であるという認識を持つ者が多数派であったと思われる。

しかし、後に述べるように、近年スポーツ団体の不祥事が後を絶たないことや、スポーツ庁において、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」が策定され、これに基づき令和元年6月10日に「スポーツ団体ガバナンスコード」が公表されるなど、今後、スポーツ団体と弁護士とが関わるシーンは増加することが予想され、現場の意識も大きく変革すべき時期にさしかかっている。

また、開催が目前にまで迫っていた東京オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルスの影響で延期になった上、その他のスポーツイベントにも自粛によって参加することも、観戦することも困難となった今、改めてスポーツの価値というものが問われており、より一層、スポーツにおける公正性、公平性の実現が問われているといえる。

そして、このような変革の機会にこそ、弁護士が法律家としての専門性を発揮し、スポーツ団体の不祥事やスポーツ権の侵害事例に対して適切に助言することを通じて、これまで必ずしも注目されていなかったスポーツ団体や競技者と弁護士との関係性を強固にすることが要請され、業務分野の拡大と発展に繋げるチャンスでもある。

そこで、当連合会としても、スポーツ法分野に精通したスポーツロイヤーを増やし、普及させることで、スポーツ界の需要に対応できるような体制を整え

ておくことが求められているし、その結果、スポーツ団体の適正化、遵法化にもつながるものと考えられる。

2 スポーツ法分野で弁護士が役割を果たすための課題

然るに、スポーツ法分野に弁護士がその役割を果たすにあたり、最も問題となるのは、実務経験に触れる機会や研修体制の不足である。実際にスポーツに関わる事件を経験している弁護士や、スポーツ団体のガバナンスに関与したことがある弁護士は、ごく一部の弁護士であり、多くの弁護士は、スポーツ法やスポーツ団体に関する業務に関わろうにも、知識も経験もないために、諦めざるを得ないという現状がある。また、現状では、各単位会などが主催するスポーツ法に関する研修会は数が少なく、充分ではない。

そこで、当連合会として、管内弁護士会に対し、まだスポーツ法関係の委員会や研究会が無い単位会においては速やかにスポーツ法関係の委員会または研究会を作ることを要請するとともに、当連合会内にも単位会の垣根を越えた委員会やPT等を発足させ、単位会横断的な研修会を開催するなど、これまでよりも充実したスポーツロイヤー養成の機会を創出するべきである。また、スポーツ法に精通した弁護士が所属している研究会などにもこのような研修会に積極的に参加できる機会を作り、情報を広く共有できるような体制を、当連合会をあげて作っていく必要がある。

第2 スポーツ団体への周知・広報

1 相次ぐスポーツ団体の不祥事

スポーツ団体の不祥事は、近年特に問題になっている。

日本相撲協会における八百長問題や暴行事件、全日本柔道連盟における助成金の不正使用問題や理事、指導者による女子選手に対するセクハラの問題、日本レスリング協会や日本体操協会におけるパワハラ疑惑、日本ボクシング連盟における助成金の流用問題、全日本テコンドー協会における内紛、大学アメフト部における悪質タックル問題等、プロアマを問わず、スポーツ団体を巡る不祥事の報道が後を絶たない。

2 スポーツ団体の社会的責任の増大

スポーツ団体は、多くの場合、当該競技の元競技者といった、そのスポーツに関わるいわば「身内」によって組織され運営されてきたのが実態である。従って、どうしても団体運営や経理などの適正な知識を欠く場合があり、また、競技者時代の人間関係の影響も受けやすいため、法令やルールの遵守よりも、人間関係への配慮が優先され、団体内部での対立構造が、一般的な団体に比べ

て生まれやすい土壤がある。

これまでは、スポーツ団体に対する注目はさほど大きいものではなく、一種の村社会としてその団体運営のあり方についてはあまり問題とされてこなかった。

しかし、東京オリンピック・パラリンピックを控え、近年、当該スポーツや競技者のテレビ、新聞等のメディアへの露出が増え、スポンサーがつき、ファンが増えるなど、スポーツに対して大きな注目が集まっている。そして、それに伴い、当該スポーツの普及・振興・強化の担い手であるスポーツ団体、とりわけ当該スポーツの統括組織である中央競技団体は、各種公的支援の対象にもなっており、その社会的責任は増している。

そのため、スポーツ団体においては、その社会的責任を果たし、社会からの信頼を得るためにも、これまでのような身内による支配ではなく、「法の支配」を浸透させていく必要があり、法律の専門家である弁護士の果たすべき役割は大きいといえる。

3 スポーツ団体ガバナンスコードの策定

スポーツ庁は、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定し、令和元年6月10日に、スポーツ団体向けの「ガバナンスコード」を公表した。

そして、このガバナンスコードにおいては、13の原則が打ち出されているが、例えば、原則4では、コンプライアンス委員会を設置し、その構成員に弁護士を配置するべきことが定められている。また、原則6では、法務等の体制を構築するべきとされ、法律等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築することが規定され、原則9では、通報制度を構築すべきであり、通報制度の運用体制は、弁護士等の有識者を中心に整備することとされている。さらに、原則12においては、危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきところ、危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、弁護士等の独立性・中立性・専門性を有する外部有識者を中心に構成することとされた。

このように、同コードには、不祥事の未然防止に弁護士を活用するべきことが明記されているのであり、スポーツ団体と弁護士が連携して、不祥事の予防に当たることが期待されている。同コードの要請に応えるために必要な専門的知識と素養を身につけた弁護士を、早急に養成することは、当連合会の責務である。

4 スポーツ団体への周知・広報

上記ガバナンスコードが策定され、また、2020年からは、同コードに基づ

く適合性審査が実施されることもあって、団体運営の健全化に向けて組織体制を整備し始めたスポーツ団体も出てきている。ただ、スポーツ団体の中には、財政的基盤が脆弱であり、人的資源にも乏しい団体も多く、その対応に苦慮されることが予想される。

そこで、スポーツ界の実情を理解した弁護士を始めとした専門家が、スポーツ団体に関与し適切な助言することが重要であり、当連合会としても、弁護士を活用することの有用性、それにより不祥事を予防することができること等を広くスポーツ団体に対して周知することが必要である。そして、第1におけるスポーツロイヤー養成に関する取り組みを積極的に広報するとともに、スポーツロイヤーをスポーツ団体に派遣する仕組みを作るなどして、スポーツ団体のガバナンスの構築とコンプライアンスの実現に寄与できる体制を整える必要性は高い。

第3 障害者スポーツの理解増進と差別・権利侵害事例の研究

1 スポーツ権侵害の顕著な例

障害のある人がスポーツをしようとする時、障害のない人がスポーツをする場合よりも、スポーツ権が侵害される場面が多く生じ得る。例えば、車椅子競技の競技者が、一般スポーツ施設の利用を申し込んだところ、利用を拒否されることもある。また、障害の程度が変わったことによって、代表選考基準を満たさなくなったり、競技の参加クラスが変更になってしまい、クラスの変更によって、これまでのように良い成績が出せなくなったりしてしまうこともあるし、自分の装具よりも性能の良い装具をつけた競技者に勝てないということもある。もちろん、一般的なスポーツ競技と同じように、代表選考や団体内での不利益処分などによるスポーツ権の侵害もありうる。最近では、東京パラリンピックが1年延期されたことにより、障害が進行するなどして、せっかく獲得した出場の機会を失う可能性がある選手がいることも、障害者スポーツ特有の問題として話題となった。

このように、障害のない人が気づかないところで障害者のスポーツ権が侵害されることが多いのが、障害者スポーツであるが、これまではあまり注目されておらず、上記のような権利侵害についても、大きく取り上げられることは少なかった。

しかし、近年、急激に認知度を高めてきているパラリンピックにより、障害者スポーツへの一般社会の理解が深まってきているため、この機会に改めて障害者スポーツについて理解し、そこに潜在する法的問題を認識しておくことが

重要である。スポーツにおける公正性・公平性が問題となることが多い障害者スポーツを理解することは、スポーツにおける公正性・公平性を論ずるにあたり、またスポーツロイヤルの養成にあっては、避けて通れない分野といえる。

2 障害者スポーツに対する理解不足

近年注目を集めている障害者スポーツであるが、それでも障害者スポーツの競技種目を知っていたり、各競技のルールを知っていたりする人はまだ少数派である。

障害者スポーツの歴史を見ると、リハビリ等の手段として始まってきた経緯があり、競技スポーツのレベルにおいても、障害のある人と障害のない人が、相互に共生して、スポーツに取り組む機会は少なかったことから、例えば、障害に配慮された練習場所施設が少なかったり、上記したように障害を理由に施設の利用を制限されたり、介助者の同伴や補助具の使用を制限されたりする結果、練習先の確保に支障を来すなどの差別に関わる問題も根深い。例えば、義足を使用している選手のオリンピック出場が認められなかった事例なども差別と関係する問題である。

この点、スポーツ基本法は、第2条の基本理念で、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であり（同1項）、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されるべきこと（同5項）を規定している。また、障害者権利条約においても、第30条で、締約国は、障害者が他の者と平等に、スポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、①あらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励、促進すること、②障害に応じたスポーツ活動を組織し、発展させ、参加する機会を確保すること、このため、適当な指導、研修及び資源が他の者と平等に提供されるよう奨励すること、③スポーツへのアクセスを確保すること、④児童の学校教育の場も含め、スポーツへの参加について均等な機会を享受することを確保すること、⑤スポーツ活動の企画に関与する者によるサービスを利用することを確保することが定められている。そして、障害者差別解消法は、第7条及び第8条において、障害を理由とする差別の禁止を規定するとともに、障害に起因する社会的障壁の除去について合理的配慮をしないことが差別に当たりうることを定めた。

すなわち、こうした障害者のスポーツ権の侵害や差別に関する問題は、高度に法律的な問題なのであって、弁護士が、障害者スポーツについて正しい知識を持ち、かかるスポーツ権侵害や差別の解消に貢献することは、非常に重要である。

3 権利侵害事例の研究

障害者スポーツには、クラシフィケーションという、競技のクラス分けに関する問題がある。クラシフィケーションとは、障害の程度に応じて競技種目を分けるというもので、障害者スポーツ特有の問題である。障害の程度をどのように設定するかによって、トップ競技者だったものが、突然下位に落ちることもあり得るのであり、競技者にとっては死活問題である。

また、障害者スポーツにおいては、障害の程度が変わったことによって、代表選考基準を満たさなくなるなどの特有の問題もある。

さらに、身体的能力、技術を極限まで極めて優劣を競い、勝利を希求することを本質とする競技スポーツと誰もが共生し、障害のある人が障害のない人と同様に社会参加をすることを希求する障害福祉法の理念との整合性などは、いまだ十分な研究がなされていない法分野である。

このような障害者スポーツ特有の問題を研究し、障害者スポーツに対する理解を深めることは、権利侵害や差別の救済という社会正義の実現を使命とする弁護士としての根源的な活動に資するものであり、ひいては、スポーツ全般に関わる紛争解決手段の理解が深まる。スポーツロイヤー養成のためには、非常に重要な研究である。

第4 権利侵害に対する救済手段の啓発

1 スポーツ団体への啓発

スポーツ団体の所属選手らへの不利益処分は、適正な手続きに則り、厳格になされなければならない。資格の停止や剥奪という処分は、コーチ、競技者などのスポーツ関係者にとっては非常に重大な処分であり、会社でいえば解雇の処分にも匹敵するといえる。そのため、正確に事案を把握し、綿密な調査を行い、正しい事実認定のもと、適正な手続きによって処分を行わなければならない。

しかし、処分の前提となる事案の把握や調査は、捜査機関と異なり強制力がないため、十分な調査が困難な場合も多い。事実認定についても、法律の専門家でないスポーツ関係者がすることになれば、偏った判断や不適切な認定がなされる可能性が高いが、そのような事実認定をもとに処分がなされれば、被処分者の権利を不当に侵害する処分であると評価せざるを得ない。

そのため、こうした事実調査や事実認定には、法律の専門家である弁護士などの専門職が関与することが望ましいが、現状では、弁護士とスポーツ団体の関りが充分ではないため、弁護士が活用されず、不十分な調査による、不適切な事実認定に基づく処分がなされている場合も少なくない。

そこで、手続を厳格に履践することの重要性、手続の流れや陥りやすい誤解などをスポーツ団体に啓発し、弁護士などの専門家の活用を促して、処分手続を適正に行えるようにすることで、スポーツにおける公正性・公平性の実現に近づくことができる。

2 弁護士に対する啓発

スポーツ事故であれば、通常の損害賠償請求事件と同様、裁判所での紛争解決が可能であり、スポーツ法に触れる機会の少ない弁護士であっても、対応は可能である。他方、スポーツに関する紛争は、代表選考やアンチ・ドーピング規則違反に対する処分対応、不利益処分に関する紛争など、迅速性や専門性が要求されるものが多い。また、こうしたスポーツ団体内部の紛争は、部分社会の法理や「法律上の争訟」（裁判所法第3条）にあたらぬことを理由に、裁判所での解決が困難である場合が多い。

こうしたスポーツ紛争の解決手段として、日本スポーツ仲裁機構（J S A A）のスポーツ仲裁やスポーツ調停（和解あっせん）制度がある。これらは、一般的な仲裁や調停の手続きに準じるものであり、弁護士業務との親和性も高く、理解しやすい制度であるといえる。

しかしながら、同手続が利用された事案数はまだそれほど多くなく、十分に活用されているとはいいがたい。競技者等の権利侵害に対して、「法の支配」を及ぼし、泣き寝入りをなくすためにも、こうしたスポーツ仲裁等の紛争解決手段が広く周知され活用される必要があるだろう。

そこで、法律の専門家であり社会正義実現の担い手である弁護士に対し、広くスポーツ仲裁等の紛争解決手段・権利救済手段を啓発しその理解を深めることで、スポーツ分野における権利侵害の救済に大きな役割を果たすことができるようにするべきである。

大会決議案（１）

改めて、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する決議

当連合会は、新型コロナウイルスの感染拡大の非常事態の経験を経た現在においても、改めて、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する。

2020年（令和2年）9月25日

関東弁護士会連合会

提案の理由

1 提案の背景

自由民主党は、2018年3月、同党大会において、憲法9条1項、2項を残した上で「必要な自衛の措置をとるための実力組織」として自衛隊を憲法に明記すること及び緊急事態条項新設などの4項目の改憲案を示した。安倍前首相は、「憲法改正を成し遂げる」と公言して憚らず、本年5月3日にも、緊急事態宣言下で開催された憲法改正推進派のインターネット集会に緊急事態条項の必要性を訴えるメッセージを送っている。また、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（コロナ特措法）に基づき発令された「緊急事態宣言」に乗じて、将来の非常事態（なお、本決議では「緊急事態」条項と用語の区別をするため、非日常的な大災害や軍事的事態等を総じて「非常事態」という。）に備えた緊急事態条項を求める指摘もある。さらに、この新型コロナウイルス感染拡大が第2波、第3波と続いた場合、憲法上の国会議員の任期に関し、法定の期間に選挙を行うことができないこととなってしまうとの問題点を指摘して、緊急事態条項新設の必要性を訴える意見も出ている。

しかし、緊急事態条項（国家緊急権）は、戦争や大災害といった非常事態において、国権の最高機関である国会の立法を経ることなく、内閣に権限を集中させて人権制限を行うことを可能とするものである。そのため、緊急事態条項（国家緊急権）には、国会による民主的コントロールや裁判所による司法統制を受けないことによる権力の濫用の危険が常につきまとう。

当連合会は、この権力の濫用の危険を孕む緊急事態条項（国家緊急権）を憲法に創設することに反対であり、この点は、すでに2016（平成28）年9月9日の同年度関東弁護士会連合会大会決議において明確にしているところである。そして、今般、当連合会は、新型コロナウイルス感染拡大の非常事態の経験を経た現在においても、憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を新設すべきではないとの意見が微塵も揺るがないことを改めて明らかにする。

2 現行憲法下でも、法律を整備することにより自然災害等の非常事態に対処可能であること

日本国憲法制定から70年以上の間、我が国は、非常事態の対応についてあえて規定を設けなかったものであり、「必要があれば議会を招集して立憲的に万事を措置することが妥当」（1946年の帝国議会における金森徳次郎憲法担当大臣の答弁）との方針を守ってきた。大地震などの自然災害や感染症などの非常事態（以下、「自然災害等の非常事態」という。）の対応についてはすでに十分な法律が整

備されており、憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設する必要性はない。

例えば、死者・行方不明者が5000人を超えた伊勢湾台風（1959年）の際には災害対策基本法を制定し、物資の価格統制や債務の支払い猶予を可能とした。東海村JCO臨界事故により国内ではじめて原子力事故による死亡者が出た際（1999年）も、原子力災害対策特別措置法を整備することによって対処し、新型インフルエンザが世界的に流行した際（2012年）には、新型インフルエンザ対策特別措置法を制定し、一定の私権制限を可能とすることにより対応してきた。現行憲法下でも、自然災害等の非常事態が発生して国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し（災害対策基本法第105条）、国会の召集ができない場合等においても、生活必需物資等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定できる（同法第109条）のであり、さらに都道府県知事の強制権（災害救助法第7条～第10条等）、市町村長の強制権（災害対策基本法第59条等）など、自然災害等の非常事態に対応するための規定は、法律において十分に整備されている。

今回の新型コロナウイルス感染拡大の非常事態においても、2020年3月にコロナ特措法が制定された。このコロナ特措法に基づき、同年4月8日には、内閣によって、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県に対して緊急事態宣言が発令され、同月16日には全国に拡大された。この緊急事態宣言により、県外への移動や外出の自粛、店舗の経営の自粛、イベントの開催中止の要請等が行われた。これらの法整備によって、仮に今後新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波が到来した場合でも、憲法に緊急事態条項がないために対応できないという事態は予測できない。現行憲法に緊急事態条項がなかったから、今般の政府の対応の遅れが生じたと指摘する意見もあるが、それは現行憲法に緊急事態条項がないからではなく、非常事態に対する事前の準備を怠り、現行憲法下でも行える立法措置等の迅速・適切な発動が遅れたために過ぎない。

災害対策の基本は、「準備していないことはできない」という点にある。災害対策は、過去の災害を検証して、これに基づいて将来の災害を予測し、あらかじめ法律を整備しておくことによって、はじめてその効果的な対策をとることができる。あらかじめ法律を整備することこそが重要なのであり、憲法に緊急事態条項がないことを、非常事態対策の遅れの理由にさせてはならない。

今回の新型コロナウイルス感染拡大の経験を経た今日においても、憲法を改正して緊急事態条項（国家緊急権）を創設する必要性がないことは明らかである。

3 軍事的な非常事態や国政選挙が実施できない非常事態を理由とする緊急事態条項（国家緊急権）の創設についても、憲法改正の必要性がないこと

また、緊急事態条項（国家緊急権）の必要性を訴える意見からは、内乱やテロ、他国からの武力攻撃など軍事的な非常事態への対応のために必要と指摘される。

しかし、軍事的な非常事態に際し、これを危機的事態と煽りたて国家緊急権が発動される場合、権力が濫用される危険は、自然災害等の非常事態の場合よりはるかに大きい。そして、軍事的な非常事態に際し、国家緊急権が一旦濫用されると深刻な人権侵害を招き、その回復には多大の困難が伴うことは歴史が証明している。

現在のわが国を取り巻く情勢において、憲法を改正してまで対応しなければならない軍事的な非常事態は想定しにくい。権力の濫用の危険を有する緊急事態条項（国家緊急権）を創設してまで、軍事的な非常事態への対処のために憲法を改変する必要性はない。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大が長期化すると、衆議院議員の任期満了となる2021年10月まで衆議院議員選挙を実施できず、国会が機能不全に陥るとの指摘もある。しかし、2021年10月に国政選挙が行えないほどの非常事態は想定しにくい。実際、過去において、衆議院議員選挙を行えないまま衆議院議員の任期満了が経過してしまった事例がなく、議論の前提となる非常事態が極めて稀なケースを想定しているというほかない。

現行憲法には、衆議院が解散されたときの参議院の緊急集会という民主的コントロールを担保する制度がある（憲法第54条）。また、大震災等で投票の実施が不可能となった場合であれば、繰延投票制度（公職選挙法第57条）が用意されており、投票の実施が可能となった段階で、選挙を実施し、議員を補充すれば足りる。また、非常事態における選挙制度の在り方について議論を深め、現行公職選挙法のもとで、もしくは同法の改正によって、不在者投票制度や郵便投票制度の利便性を高めて、有権者の投票機会を保障することでも大きくカバーできよう。実際、過去にも繰延投票制度は実施され（1965年参院選 熊本県・坂本村の一部、五木村、1974年参院選 三重県・伊勢市の一部、御菌村）支障を来したことはなく、あえて今回の新型コロナウイルス感染拡大の事態を理由に、現行憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設する必要性はない。

4 緊急事態条項（国家緊急権）創設に内在する権力濫用の危険性

当連合会が、緊急事態条項（国家緊急権）の創設に強く反対するのは、以上のように現状の制度の整備・活用で足りるからという理由のみではない。より重要な理由として、緊急事態条項（国家緊急権）は、権力によって濫用されてきた歴史的事実があり、緊急事態条項（国家緊急権）を創設することが立憲主義の根幹を揺るがしかねない危険性を有しているからである。

20世紀初頭、ワイマール憲法下のドイツ共和国では、国家緊急権（大統領緊急令）が政治的利用されたことで、後のヒトラー政権の誕生、全権委任法の制定につながり、ナチス独裁国家につながった。現代国家では、民主主義が成熟しているのに、ナチス政権のような事態は起こりえないとの指摘もあるが、つい先日、わが国でも、法律及び従来法の法解釈を違えて、政権が元東京高検検事長の定年を超えて勤務延長を閣議決定した権力濫用の事実がある。この政権の暴走を、元検事総長ら検察OBは、法務省に提出した意見書において、「フランスの絶対王政を確立し君臨したルイ14世の言葉として伝えられる『朕は国家である』との中世の亡霊のような言葉を彷彿とさせるような姿勢であり、近代国家の基本理念である三権分立主義の否定にもつながりかねない」と指摘した。この問題は元東京高検検事長の辞任により解決したかの様相を示しているが、未だ政権は、この閣議決定及びその前提となる解釈変更が誤りであったことは認めておらず撤回もしていないことから、将来における悪しき先例として利用される危険性は残っている。

権力の濫用の危険は、過去の歴史上の出来事ではなく、現代国家権力にも等しく内在する危険である。そのため、憲法改正の必要性もないまま、安易に行政府に権力集中を認めるような緊急事態条項（国家緊急権）の創設を容認するようなことがあってはならない。

5 結論

以上のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の経験を経た今日においても、緊急事態条項（国家緊急権）を創設しなければならない必要性はない。むしろ、緊急事態条項（国家緊急権）は立憲主義の理念と相容れず、常に権力濫用の危険があり、特に軍事的な非常事態において、この緊急事態条項（国家緊急権）が一旦発動、濫用された場合には、憲法が保障する人権は、広範囲に深刻な侵害を受けることになる。

したがって、当連合会は、改めて、日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに改めて反対する。

大会決議案（2）

公益通報制度における通報・相談体制の更なる充実を目指す決議

2020年（令和2年）9月25日
関東弁護士会連合会

公益通報者保護法の一部を改正する法律が2020（令和2）年6月8日に成立し、その後、同月12日に令和2年法律第51号として公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

公益通報者保護法（2006年4月施行）は、施行から5年後見直しが附則に明記されていたにもかかわらず、これまで改正がなされてこなかったものであるが、本改正により、通報者の範囲への退職者及び役員の追加、従業員数が300人を超える事業者に対する内部通報体制整備の義務付け、実効性確保のために行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）の導入、内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（同義務違反に対する刑事罰を導入）、行政機関への通報要件の緩和、行政機関以外の外部への通報の特定事由による保護要件の追加、通報行為に伴う損害賠償責任を負わないことの明文規定が創設され、通報者の実効的な保護について制度面の整備が一定程度前進したものとして評価するものである。

しかし、同改正法による公益通報制度が有効に機能するためには、公益を図るための内部告発を確保し、企業不祥事による国民の被害拡大を防ぐことを目的としつつ、事業者にとっても適切な通報の対応と体制の整備により企業価値と社会的信用の向上につながることを期待されるという、公益通報制度の社会的価値が正しく事業者、行政機関及び国民の間に十分に浸透し、通報者が現実的かつ実効的に保護されることが極めて重要である。

同改正法における衆議院附帯決議においても、施行にあたり適切な措置を講ずべき事項の一つとして「通報をしようとする者が事前に相談する場が必要であることから、民間における通報・相談の受付窓口の更なる充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること」が求められており、今後、公益通報相談の増加も見込まれる情勢に鑑みて、当連合会においても通報者支援への取組を一層進めることは喫緊の課題であるが、現状において当連合会管内における公益通報相談窓口の設置は、

東京三弁護士会や千葉県弁護士会など一部の弁護士会に限られている。

そこで、関東弁護士会連合会は、公益通報制度における通報・相談体制の更なる充実を目指して、当連合会管内全ての弁護士会において、所属全単位会における窓口設置・会内規則整備・継続的研修の実施・弁護士会内公益通報窓口の設置等、通報者支援の環境整備に努めるものとする。

被感謝表彰者

2019年度 理事長 木村良二（神奈川県）
副理事長 彦坂浩一（東京）

第5回 関東弁護士会連合会賞 受賞者

東京弁護士会
憲法問題対策センター，外国人の権利に関する委員会，人権擁護委員会

- ◆東京弁護士会の標記3委員会は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が2016年6月3日に施行された後も、各地でヘイトスピーチによる被害が繰り返されている現状を憂慮し、表現の自由の保障についても十分な配慮をする前提で、「外国人の権利に関する委員会」を中心に、約2年をかけて「人種差別撤廃モデル条例案」を策定された。東京弁護士会は、2018年6月8日、地方公共団体に対策条例の制定を提案する意見書とともにこの条例案を公開した。
- ◆上記の意見書と条例案は、ヘイトスピーチ問題に取り組む各地の地方公共団体を広く啓発し、2019年12月、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定に大きく寄与した。また、ヘイトスピーチ対策条例の制定の動きは、さらに東京都狛江市、東京都世田谷区、さらに神奈川県相模原市、東京都荒川区、札幌市、東京都墨田区などに広がっており、それらの条例策定に於いて、いずれも東京弁護士会の条例案が参考とされている。
- ◆東京弁護士会の上記条例案は、ヘイトスピーチの防止と表現の自由の保障を両立させる取り組みとして多くの地方公共団体の条例策定に大きく寄与しており、弁護士法1条の「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を体現するものである。

関東弁護士会連合会
消費者問題対策委員会

- ◆関東弁護士会連合会消費者問題対策委員会は、2011年度に発足以来、「関弁連管内各県に少なくとも一つの適格消費者団体を立ち上げよう！」との目標を掲げ、各地の適格消費者団体の設立を支援するべく取り組みを続けてこられた。委員会設立当時、関弁連管内では、適格消費者団体の認定を目指す活動は活発とはいえない状況であったが、同委員会は既に設立された適格消費者団体を視察して有益な情報を精力的に収集し、同委員会委員が各地方において消費者団体の前身になり得る組織に情報を提供する等自らも設立準備活動を行うとともに、各地における勉強会やシンポジウムの開催を支援する等、設立準備活動を後押しした。
- ◆同委員会が企画し、関弁連と群馬弁護士会が開催したシンポジウムを契機として、2018年には特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（群馬県）が適格消費者団体としての認定を受け、まずは北関東に一つの適格消費者団体の設立をという同委員会の最初の目標を達成した。その後も活動を地道に続け、2018年に特定非営利活動法人消費者支援かながわ（神奈川県）、2019年に特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（千葉県）、同年に特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク（栃木県）が次々と設立認可され、未設置の5県においても前身団体が適格消費者団体としての認定を受けるための準備を進めており、現在では管内すべての都県に適格消費者団体の設立の目処が立った。
- ◆これは同委員会による支援、後押しがなければ達し得なかった成果であり、同委員会が行ってきた活動には高い地域貢献性や相互啓発性が認められる。

招待者名簿

東京高等裁判所
 長官 今崎 幸彦 殿

東京高等検察庁
 検事長 堺 徹 殿

神奈川県
 知事 黒岩 祐治 殿

日本弁護士連合会
 会長 荒 中 殿
 副会長 富田 秀実 殿
 副会長 寺前 隆 殿
 副会長 岡田 理樹 殿
 副会長 延命 政之 殿
 副会長 關本 喜文 殿
 副会長 川下 清 殿
 副会長 白浜 徹朗 殿
 副会長 山下 勇樹 殿
 副会長 西村 依子 殿
 副会長 船木 孝和 殿
 副会長 上田 英友 殿
 副会長 鎌田 健司 殿
 副会長 狩野 節子 殿
 副会長 大川 哲也 殿
 副会長 五葉 明德 殿
 事務総長 淵上 玲子 殿
 事務次長 奥 国 範 殿
 事務次長 永塚 良知 殿
 事務次長 柳 楽久 司 殿
 事務次長 佐熊 真紀子 殿
 事務次長 藤原 靖夫 殿
 事務次長 畑中 隆爾 殿
 事務次長 下園 剛由 殿
 会長付随員 日置 康太郎 殿

公益財団法人日弁連法務研究財団
 常務理事 藤原 浩 殿

公益財団法人日本調停協会連合会
 理事長 土屋 文男 殿

全国弁護士協同組合連合会
 副理事長 笹 浪 雅義 殿
 専務理事 田 中 伸一郎 殿

東京都弁護士協同組合
 理事長 元木 徹 殿

日本弁護士国民年金基金
 理事長 小田 修司 殿

公益財団法人日弁連交通事故相談センター
 常務理事 厚井 乃武夫 殿

東京都弁護士国民健康保険組合
 理事長 伊東 卓 殿

日本弁護士政治連盟
 理事長 村越 進 殿
 副理事長 伊藤 茂昭 殿
 幹事長 谷 眞人 殿

日本司法支援センター
 理事長 板東 久美子 殿
 理事 丸島 俊介 殿
 理事 山崎 学 殿
 理事 北原 斗紀彦 殿
 理事 新保 美香 殿
 事務局長 道 あゆみ 殿

近畿弁護士会連合会
 理事長 道上 明 殿
 常務理事 澤田 有紀 殿

中部弁護士会連合会
 理事長 金井 亨 殿
 常務理事 宮西 香 殿

中国地方弁護士会連合会
 理事 野村 雅之 殿
 理事 小林 裕彦 殿

九州弁護士会連合会
 常務理事 富永 洋一 殿
 理事 山下 肇 殿

東北弁護士会連合会
 会長 内田 正之 殿
 理事 大和久 政也 殿

北海道弁護士会連合会
 理事長 樋川 恒一 殿
 理事 清水 彰 殿

四国弁護士会連合会
 理事長 岩崎 淳司 殿

理事 志摩 恭 臣 殿

日本弁護士連合会歴代会長 (管内選出)

本 林 徹 殿
 梶 谷 剛 殿
 平 山 正 剛 殿
 宇都宮 健 児 殿
 山 岸 憲 司 殿
 村 越 進 殿
 菊 地 裕太郎 殿

日本弁護士連合会歴代副会長 (管内選出)

古 賀 正 義 殿
 熊 川 次 男 殿
 佐 藤 庄市郎 殿
 堀 内 茂 夫 殿
 安 原 正 之 殿
 藤 井 光 春 殿
 岡 村 勲 殿
 中 村 洋二郎 殿
 海 谷 利 宏 殿
 花 岡 正 人 殿
 柴 山 眞一郎 殿
 浜 名 儀 一 殿
 深 澤 武 久 殿
 梶 谷 玄 殿
 吉 川 精 一 殿
 小 野 道 久 殿
 高 橋 伸 二 殿
 福 岡 清 殿
 小 山 沼 源一郎 殿
 山 崎 水 樹 殿
 向 坂 達 也 殿
 堀 野 紀 殿
 中 川 了 滋 殿
 鈴 木 誠 殿
 小 海 吉 殿
 梶 谷 剛 殿
 黒 木 芳 男 殿
 山 下 光 殿
 飯 塚 孝 殿
 宮 澤 建 治 殿

川 端 和 治 殿
 城 口 順 二 殿
 山 内 堅 史 殿
 丹 羽 健 介 殿
 久保 利 英 明 殿
 高 橋 勇 勲 殿
 伊 礼 孝 吉 殿
 山 本 義 宏 殿
 井 元 久 殿
 須 木 永 一 殿
 須 井 明 男 殿
 古 田 中 敏 夫 殿
 田 軍 司 育 雄 殿
 尾 崎 純 理 殿
 種 田 誠 殿
 内 田 武 殿
 岩 井 重 殿
 東 谷 隆 殿
 山 田 勝 殿
 清 水 規 廣 殿
 木 村 謙 殿
 柳 瀬 康 治 殿
 星 木 德 行 殿
 高 中 佳 子 殿
 吉 岡 周 殿
 奈 良 桂 道 殿
 飯 田 隆 殿
 杉 崎 茂 殿
 久保 田 嘉 信 殿
 下 河 邊 和 彦 殿
 加 毛 昌 修 殿
 吉 成 昌 之 殿
 細 田 初 男 殿
 松 本 新 太郎 殿
 山 本 剛 殿
 村 越 進 殿
 庭 山 正 一郎 殿
 木 村 良 二 殿
 加 藤 啓 憲 殿

榎 谷 玄 殿
 藤 井 弘 殿
 大 野 一 殿
 田 辺 彦 殿
 丸 山 實 殿
 山 口 邦 殿
 須 田 清 殿
 東 谷 隆 殿
 泉 隆 殿
 坂 卷 國 殿
 江 藤 洋 殿
 根 岸 清 殿
 吉 野 徹 殿
 鈴 木 三 殿
 井 窪 保 殿
 吉 田 繁 殿
 平 沢 郁 殿
 榎 井 香 殿
 土 原 隆 殿
 石 原 修 殿

関東弁護士会連合会 2016年度役員

理 事 長 江 藤 洋 一 殿
 副 理 事 長 中 城 重 光 殿
 常 務 理 事 小 林 元 治 殿
 常 務 理 事 小 鍛 治 良 明 殿
 常 務 理 事 加 納 小 百 合 殿
 常 務 理 事 加 黒 寄 隆 殿
 常 務 理 事 小 田 修 司 殿
 常 務 理 事 鈴 木 一 洋 殿
 常 務 理 事 千 代 田 有 子 殿
 常 務 理 事 早 稲 田 祐 美 子 殿
 常 務 理 事 中 野 明 安 殿
 常 務 理 事 木 之 瀬 幹 夫 殿
 常 務 理 事 木 村 保 夫 殿
 常 務 理 事 三 浦 修 殿
 常 務 理 事 福 地 輝 久 殿
 常 務 理 事 山 村 清 治 殿
 常 務 理 事 山 形 学 殿
 常 務 理 事 室 井 淳 男 殿
 常 務 理 事 橋 本 賢 二 郎 殿
 常 務 理 事 小 此 木 清 殿

常 務 理 事 洞 江 秀 殿
 常 務 理 事 松 本 成 殿
 常 務 理 事 柳 澤 修 殿
 常 務 理 事 菊 池 弘 殿

関東弁護士会連合会 2017年度役員

理 事 長 高 木 光 殿
 副 理 事 長 高 鈴 木 和 憲 殿
 常 務 理 事 鈴 渕 上 玲 子 殿
 常 務 理 事 平 沢 平 吉 誠 殿
 常 務 理 事 山 池 田 勝 浩 一 郎 殿
 常 務 理 事 澤 野 正 明 殿
 常 務 理 事 永 塚 東 卓 殿
 常 務 理 事 伊 中 野 明 安 殿
 常 務 理 事 中 日 下 部 明 真 殿
 常 務 理 事 延 命 政 之 殿
 常 務 理 事 山 下 川 智 正 殿
 常 務 理 事 及 久 津 正 峰 殿
 常 務 理 事 近 藤 島 伸 博 殿
 常 務 理 事 近 釘 近 藤 浩 志 殿
 常 務 理 事 堀 内 浦 浩 守 殿
 常 務 理 事 三 和 田 光 弘 殿
 常 務 理 事 兒 玉 武 雄 殿

関東弁護士会連合会 2018年度役員

理 事 長 三 宅 弘 殿
 副 理 事 長 栗 林 勉 殿
 常 務 理 事 安 井 規 雄 殿
 常 務 理 事 安 海 野 浩 之 殿
 常 務 理 事 三 入 森 敏 明 殿
 常 務 理 事 若 澤 武 久 殿
 常 務 理 事 上 林 柳 茂 殿
 常 務 理 事 川 口 敏 里 香 殿
 常 務 理 事 笠 井 直 人 殿
 常 務 理 事 中 野 明 安 殿
 常 務 理 事 桑 村 竹 則 殿

常務理事	竹	森	裕	子	殿
常務理事	芳	野	直	子	殿
常務理事	島	田	浩	孝	殿
常務理事	拝	師	德	彦	殿
常務理事	星	野		学	殿
常務理事	増	子	孝	徳	殿
常務理事	佐々木	和	弘	道	殿
常務理事	大	多		暁	殿
常務理事	甲	光	俊	一	殿
常務理事	高	橋	聖	明	殿
常務理事	金	子		肇	殿
常務理事	小	泉	一	樹	殿

関東弁護士会連合会2019年度役員

理事長	木	村	良	二	殿
副理事長	彦	坂	浩	一	殿
常務理事	篠	塚		力	殿
常務理事	平	沢	郁	子	殿
常務理事	永	島	賢	也	殿
常務理事	菊	地	真	治	殿
常務理事	福	武	功	蔵	殿
常務理事	若	林	茂	雄	殿
常務理事	安	酸	庸	祐	殿
常務理事	佐	藤	彰	紘	殿
常務理事	関	谷	文	隆	殿
常務理事	八	杖	友	一	殿
常務理事	菅	沼	友	子	殿
常務理事	伊	藤	信	吾	殿
常務理事	難	波	幸	一	殿
常務理事	吉	澤	俊	一	殿
常務理事	齋	藤	和	紀	殿
常務理事	小見山			大	殿
常務理事	根	本	信	義	殿
常務理事	山	田		実	殿
常務理事	紺		正	行	殿
常務理事	鈴	木	重	治	殿
常務理事	吉	澤	宏	治	殿
常務理事	相	馬	弘	昭	殿
常務理事	齋	藤		裕	殿

物故会員名簿 (2019年8月1日～2020年7月31日 敬称略)

東京弁護士会

澤本 淳 (2019・8・5)
 大橋 寛明 (2019・8・6)
 佐藤 誠治 (2019・8・7)
 小見山 繁 (2019・8・11)
 吉田 元 (2019・8・16)
 古長 設志 (2019・8・16)
 仲田 晋 (2019・8・31)
 山口 博 (2019・9・1)
 中田 四郎 (2019・9・5)
 安藤 貞一 (2019・9・22)
 宮本 定雄 (2019・9・27)
 伊藤 哲 (2019・10・8)
 舟橋 肇 (2019・10・9)
 竹田 稔 (2019・11・17)
 淵上 貫之 (2019・11・19)
 森 美樹 (2019・11・20)
 竹内 清 (2019・11・28)
 設楽 達雄 (2019・12・1)
 遠藤 雄司 (2019・12・16)
 河嶋 昭 (2019・12・21)
 立崎 亮吉 (2019・12・24)
 鈴木 仁 (2020・1・12)
 小澤 治夫 (2020・1・15)
 高芝 重徳 (2020・1・19)
 鈴木 一郎 (2020・1・20)
 吉田 賢三 (2020・1・21)
 霜鳥 敦 (2020・1・29)
 泥谷 伸彦 (2020・2・5)
 鈴木 稔充 (2020・2・12)
 小林 正憲 (2020・3・6)
 川又 敬治 (2020・3・11)
 渡邊 幸博 (2020・3・12)

石川 隆 (2020・4・4)
 池田 浩一 (2020・4・8)
 益田 昂 (2020・4・9)
 中村 哲朗 (2020・4・12)
 須崎 市郎 (2020・4・18)
 大辻 正寛 (2020・5・18)
 刀根 國郎 (2020・5・18)
 北野 俊光 (2020・5・19)
 齊藤 英彦 (2020・5・20)
 大西 敦 (2020・5・21)
 小笠原 昭夫 (2020・6・5)
 仁平 勝之 (2020・6・22)
 坂本 修 (2020・7・7)
 大原 誠三郎 (2020・7・17)
 田中 登 (2020・7・18)
 鰐川 省三 (2020・7・19)

第一東京弁護士会

抜山 映子 (2019・8・26)
 石山 陽 (2019・8・26)
 佐藤 謙一 (2019・9・6)
 羽田 忠義 (2019・9・9)
 松家里 明 (2019・9・23)
 竹下 守夫 (2019・10・2)
 渡辺 恵一 (2019・10・2)
 三ツ木 健益 (2019・10・8)
 福田 千世子 (2019・11・9)
 合谷 幸男 (2019・11・10)
 古館 清吾 (2019・11・16)
 白川 勝彦 (2019・11・18)
 竹内 洋 (2019・11・21)
 小木曾 茂 (2019・11・21)
 朝比奈 新 (2019・11・26)
 太田 真人 (2019・12・4)

野村英治 (2019・12・13)
材津豊治 (2019・12・16)
岸田雅雄 (2020・1・21)
佐藤順哉 (2020・1・29)
湯山孝弘 (2020・2・9)
深澤隆之 (2020・2・19)
武田峯生 (2020・2・26)
鎌田久仁夫 (2020・2・28)
阿部隆彦 (2020・4・10)
伊達昭 (2020・4・20)
片岡壽 (2020・4・26)
城山忠人 (2020・5・24)
坂本成 (2020・5・27)
金澤優 (2020・7・16)

第二東京弁護士会

江橋英五郎 (2019・8・15)
釘澤一郎 (2019・8・15)
吉和夫 (2019・8・25)
佐藤敦史 (2019・9・4)
井野賢士 (2019・9・7)
大城豊 (2019・9・8)
加藤了 (2019・9・8)
矢崎健 (2019・9・16)
渡邊淳夫 (2019・10・8)
小川正澄 (2019・12・24)
高野幹久 (2020・1・11)
鈴木達夫 (2020・1・14)
石黒竹男 (2020・1・22)
竹野下喜彦 (2020・2・3)
井出雄介 (2020・2・27)
相磯まつ江 (2020・3・11)
白石篤司 (2020・3・25)
由比宏忠 (2020・3・31)
布留川輝夫 (2020・4・18)
黒崎辰郎 (2020・4・20)

黒田明 (2020・4・20)
村野守義 (2020・4・26)
石黒徹 (2020・5・18)
佐々木裕之 (2020・7・3)
長谷則彦 (2020・7・17)
友部富司 (2020・7・24)

神奈川県弁護士会

本田正士 (2019・8・4)
坂本裕之 (2019・8・21)
赤塚健 (2019・9・1)
堀越金次 (2019・9・3)
酒井正 (2019・12・30)
高野剛 (2020・1・24)
近藤ちとせ (2020・1・27)
寒河江晃 (2020・3・7)
宮崎正男 (2020・5・15)

埼玉弁護士会

荒木伸怡 (2020・2・27)

千葉県弁護士会

該当なし

茨城県弁護士会

若林彌太郎 (2020・6・15)

栃木県弁護士会

野口昇一郎 (2019・8・2)

群馬弁護士会

江村一誠 (2019・12・18)

静岡県弁護士会

三井義廣 (2019・8・7)

山梨県弁護士会

五味和彦 (2019・12・16)

長野県弁護士会

該当なし

新潟県弁護士会

坂東克彦 (2020・7・15)

関東弁護士会連合会規約

第1章 総 則

第1条 本会は関東弁護士会連合会と称する。

第2条 本会は東京高等裁判所管内（以下管内と称する）の弁護士会をもって組織する。

第3条 本会は事務所を、東京都千代田区霞が関1丁目1番3号に置く。

第4条 本会は次の事項を行うことを目的とする。

- (1) 日本弁護士連合会及び管内弁護士会の連絡に関する事項
- (2) 管内弁護士相互間の協力及び懇親を目的とする事項
- (3) 司法の改善，発達並びに人権擁護及び社会正義の実現に関する事項
- (4) 管内弁護士の品位及び地位の向上並びに学術の研究に関する事項
- (5) 司法修習生の修習方法に関する事項
- (6) 前各号に関連する事項

2 前項の目的を達成するため，必要に応じ委員会をおくことができる。

第2章 理事及び監事

第5条 本会に理事43名乃至45名，監事2名を置く。

2 理事及び監事の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし，重任を妨げない。

第6条 管内弁護士会は，毎年3月31日までに，それぞれ会長を含めて次の員数の理事を選出し，本会に届け出なければならない。

- | | |
|---|--------|
| (1) 東京弁護士会 | 11名 |
| (2) 第一東京及び第二東京弁護士会 | 各5名 |
| (3) 神奈川県・埼玉・千葉県・茨城県・栃木県・群馬・
静岡県・山梨県・長野県及び新潟県弁護士会 | 各2名 |
| (4) 前各号の弁護士会から | 2名乃至4名 |

第7条 本会に理事長1名，常務理事23名乃至25名を置き，常務理事のうち1名を副理事長とする。

2 理事長，副理事長及び常務理事は理事会に於いて互選する。

第8条 理事長は本会を代表し，会務を処理する。

2 副理事長は，理事長が欠けたとき，又は事故があるとき理事長の職務を行う。

3 常務理事は理事長を補佐し会務を統理する。

第9条 理事長又は副理事長若しくは常務理事が欠けたときは，理事会は直ちに後

任者を選任しなければならない。

2 理事が欠けたときは、その理事を届出た弁護士会は直ちに後任の理事を選出し、本会に届出なければならない。

3 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条の2 理事長及び副理事長に報酬を支給する。

2 前項の報酬に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第10条 管内弁護士会は毎年3月31日までに次の員数の監事を選出し、本会に届出なければならない。

(1) 東京、第一東京及び第二東京弁護士会 1名

(2) 神奈川県・埼玉・千葉県・茨城県・栃木県・群馬・
静岡県・山梨県・長野県及び新潟県弁護士会 1名

2 監事は本会の財務を監査する。

3 監事が欠けたときは、第9条第2項及び第3項を準用する。

第3章 理事会及び常務理事会

第11条 理事は理事会を組織し、次の事項を審議する。

(1) 理事長、副理事長及び常務理事の選任に関する事項

(2) 予算、決算その他財務に関する事項

(3) 本規約の改正に関する事項

(4) その他、理事長が相当と認める事項

2 理事は各1個の議決権を有する。

3 理事は他の理事に委任して議決権を行使することができる。

第12条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が選任されるまで前理事長が理事会を招集する。

2 理事会の招集は5日以前に通知することを要する。ただし、緊急の場合は期間を短縮することができる。

第13条 理事長は理事会の議長となる。

2 理事会の議事は、8以上の管内弁護士会所属の理事が出席し、かつその出席理事の過半数でこれを決める。可否同数のときは否決とする。

3 理事会の議事については、議事録を作り、これに議長及び議長の指名した出席理事2名以上が署名する。

第14条 理事長及び常務理事は常務理事会を組織し、次の事項を審議する。

(1) 第4条に掲げた事項の実施に関する事項

(2) 弁護士大会に関する事項

- (3) 日本弁護士連合会又は官公庁から諮問があった事項
 - (4) 管内弁護士会から提案があった事項
 - (5) 委員会の設置, 組織, 権限その他運営に関する事項
 - (6) 本会職員の勤務条件に関する事項
 - (7) その他, 理事長が相当と認める事項
- 2 理事長及び常務理事は, 各1個の議決権を有する。
 - 3 第11条第3項, 第12条及び前条の規定は常務理事会に準用する。

第4章 弁護士大会

- 第15条 理事長は常務理事会の議を経て, 毎年1回定期弁護士大会及び必要に応じて臨時弁護士大会を招集する。
- 2 定期弁護士大会の開催月日及び開催地は前年度の定期弁護士大会において決定する。
 - 3 弁護士大会の議事については別に定める大会議事規程による。

第5章 会 計

- 第16条 本会の会計年度は, 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 管内弁護士会は, 毎年度会費として, 次の各期日までに各金額を納入しなければならない。
- (1) 毎年度5月末日までに, 毎年度4月末日現在の弁護士である所属会員数に金4,200円を乗じた金額
 - (2) 毎年度1月末日までに, 毎年度12月末日現在の弁護士である所属会員数に金2,100円を乗じた金額
- 2 前項の弁護士である所属会員数は, 日本弁護士連合会会則第95条の4の規定により同連合会会費を免除されている弁護士である会員を除くものとする。

第6章 規約の改正

- 第18条 本規約を改正するには理事の過半数が出席し, かつ第13条第2項による理事会の決議を経た上で, 3分の2以上の管内弁護士会の同意を要するものとする。

附 則

- 1 この規約は, 日本弁護士連合会の承認(昭和29年7月17日)があった日から効力を生じる。
- 2 昭和29年に推挙された理事の任期はその推挙された日から昭和30年4月30日

までとする。

- 3 昭和29年の会計年度は第15条の承認があった日から始まる。
- 4 第13条中「金500円」を「金900円」とする改正は昭和48年5月1日より施行する。
- 5 第13条中「金900円」を「金1,200円」とする改正は昭和50年度の会計年度より施行する。
- 6 昭和57年に推挙された監事の任期は、その推挙された日から昭和58年4月30日までとする。
- 7 規約第13条中「金3,500円」を「金5,000円」とする改正は昭和63年5月1日より施行する。
- 8 会則第4条第1項、第2項、第5条第2項、第6条、第9条第2項、第3項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第2項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第2項、第3項、第15条、第16条、第17条並びに附則1条ないし7条の改正規定は、昭和63年5月1日より施行する。
- 9 規約第7条中「常務理事9名」を「常務理事18名」とする改正は平成3年4月1日より施行する。
- 10 第6条ないし第10条、第3章の章名、第11条、第12条及び第14条ないし第18条の改正規定は平成4年4月1日から施行する。
- 11 第17条中「金5,000円」を「金6,500円」とする改正は平成7年4月1日より施行する。
- 12 第3条の改正規定は、平成7年8月1日から施行する。
- 13 第17条の改正規定は、平成12年4月25日から施行する。
- 14 第5条から第7条までの改正規定は、平成12年10月20日から施行する。
- 15 第5条から第7条までの改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
(平成13年12月19日理事会承認, 平成14年1月18日改正日・第18条同意書到達)
- 16 第17条第1項の改正規定は、平成19年9月末日から施行する。
- 17 平成19年度において第17条第1項(1)に定める金額を充足させるための経過措置として、管内弁護士会は、平成19年4月末日現在の所属会員数に金1,083円を乗じた金額を、平成19年10月末日までに納入しなければならない。
(平成19年8月23日理事会承認, 平成19年9月13日改正日・第18条同意書到達)
- 18 第9条の2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
(平成22年12月17日理事会承認, 平成23年2月10日改正日・第18条同意書到達)
- 19 第10条第3項及び第17条第1項第2号の改正規定は、平成25年2月7日から施行する。
(平成24年12月21日理事会承認, 平成25年2月7日改正日・第18条同意書到達)

20 第5条第1項、第6条第1号、同条第2号及び第7条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年1月16日理事会承認、平成26年2月10日改正日・第18条同意書到達)

21 第6条第3号及び第10条第1項第2号の改正規定は、平成28年4月1日に遡って施行する。

(平成28年4月5日理事会承認、平成28年7月7日改正日・第18条同意書到達)

22 第5条第1項、第6条第4号及び第7条第1項の改正規定は、平成31年3月29日から施行する。

(平成31年3月19日理事会承認、平成31年3月29日改正日・第18条同意書到達)

23 第17条第1項第1号、同項第2号及び同条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年12月20日理事会承認、令和2年1月16日改正日・第18条同意書到達)

大会議事規程

- 第1条 管内弁護士大会の議事についてはすべて、この規程の定めるところによる。
- 第2条 理事長は大会の開会を宣し、議長及び副議長各1名を指名する。
- 第3条 理事長は議長及び副議長を議場に紹介し、それぞれの議席に導く。
- 第4条 議長は議事を総括主宰する。
- 2 副議長は議長を補佐し、議長差支えあるときはこれに代わる。
- 第5条 大会に付する議案は、理事長より文書をもって議長に提出しなければならない。
- 第6条 管内弁護士会又はその会員である100人以上の弁護士は大会に付する議案を發議することができる。
- 2 前項の議案は、發議者その案を具え理由を付した文書に署名押印し、会日より30日前までにこれを理事長に提出しなければならない。
- 第7条 大会に付する議案は、あらかじめ印刷して会日より15日前に各弁護士会に到達するよう通知しなければならない。ただし、緊急を要し、又は特別の事情があるときはこの限りではない。
- 第8条 理事長、弁護士会又は、その会員（以下単に会員という）は、第5条及び第6条に規定する議案と関連する事項に限り出席会員50人以上の賛成があるときは、議場において議案を發議し、文書又は口頭により、これを議長に提出することができる。
- 第9条 大会の議事は、第5条、第6条及び第8条の各議案の順序に従ってそれぞれ議題に供するものとする。
- 第10条 議事は各議案につき發議者から提案理由の説明を聴いた後、その審議に入るものとする。
- 第11条 議案について特殊の利害関係ある会員はその議案の審査及び議決に加わることができない。
- 第12条 出席会員は議題について自由に質疑することができる。
- 2 質疑が続出して容易に終結しないときは出席会員20人以上から質疑打切りの動議を提出することができる。
- 第13条 議長は前条第1項の質疑をする者がなくなったとき又は同条第2項により質疑が打切られたときは、質疑の終結を宣し議案を討論に付さなければならない。
- 2 議長は討論が終結したときは、議案の可否を採決する。
- 3 討論については、前条の規定を準用する。
- 第14条 議案を修正しようとする会員は、出席会員30人以上の賛成を得て討論に際

し修正案を議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。

- 2 議長は討論の終結後前項の修正案につき、まず採決しなければならない。
- 3 同一議案について数個の修正案が提出されたときはまず議長が採決の順序をきめる。
- 4 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第15条 議長は議案につき特に必要があると認めたときは、出席会員中より委員を選任して、これにその審議を付託することができる。

- 2 前項の規定により選任された委員は、直ちに審査に着手し審査を終えたときは、これを議長に報告するものとする。
- 3 議長は前項の報告を受けたときは、直ちに、これを議場に報告しなければならない。

第16条 会場において発言しようとする会員は、起立して「議長」と呼び自己の所属弁護士会と氏名を告げ、議長の許可を得た後発言することができる。

- 2 2人以上起立して発言を求めたときは議長は先起立者と認めたものを指名して発言させる。

第17条 議事進行に関する発言は議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があると認めたもののほか、これを許可するときは議長がこれを決定する。

第18条 会員が議長の許可を受けずに発言し、その他会議の秩序をみだし又は弁護士の品位を傷つける行為があったときは、議長はこれを制止し又は発言を取消させる。

- 2 前項の議長の指示に従わないときは、議長は大会の議事が終了するまで発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

第19条 議題に供した議案の議事が全部終了したときは、議長は、議事の終了を宣する。

第20条 議長は議事録署名者2名を指名する。

- 2 議事録には後の事項を記載し、これに議長及び前項の指名を受けたものが署名しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所及び目的たる事項
- (2) 出席した会員、議長、副議長及び役員の氏名
- (3) 会議に付された議案
- (4) 議事及び発言の要旨
- (5) その他議長において必要と認めた事項

- 3 議事はその全部又は一部を速記又は録音テープにより記録することを妨げない。

附 則

この規程は、昭和37年6月16日より施行する。

関東弁護士会連合会賞設置要綱

制定 平成27年1月15日常務理事会承認

(目的)

第1条 本賞は、関東弁護士会連合会（以下「当連合会」という。）の発展に貢献をした委員会、組織又は個人の実績を公表して顕彰することで、当連合会の管内における様々な活動により成果を上げていることを広く周知し、もって、当連合会における活動の促進を図り、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本賞は、関東弁護士会連合会賞と称する。

(表彰の対象者)

第3条 本賞は、当連合会管内における各弁護士会の委員会、組織若しくは会員又は当連合会の委員会その他委員会に準ずる組織若しくは委員を表彰の対象とする。

(賞の内容)

第4条 本賞は、正賞として表彰状を贈るものとする。

(表彰の時期及び方法)

第5条 本賞による表彰は、毎年1回行うものとし、当連合会定期弁護士大会又は年度における最後の地区別懇談会において表彰式を行い、正賞を贈呈する。

(選考基準)

第6条 本賞は、当連合会の趣旨に鑑み、対象となる研究・活動に先進性、地域貢献性又は相互啓発性などを考慮し、当連合会の発展に貢献をし、かつ、その活動及び成果を広く周知するのに適したものであることをその選考の基準とする。

(選考方法)

第7条 当連合会は、毎年、当連合会管内における各弁護士会、同弁護士会の委員会その他の組織若しくは会員又は当連合会の委員会若しくは委員に表彰候補者の推薦を依頼する。

2 表彰候補者を推薦しようとする者は、所定の推薦用紙に所定事項を記入し、活動実績に関する資料を添付して、当連合会に提出するものとする。

3 当連合会の正副理事長は、総務委員会の意見を踏まえ、前2項により推薦された候補者について選考をし、概ね5以内の候補者を当連合会の常務理事会に付議する。

4 当連合会の常務理事会は、前項の付議を受けて、受賞者1ないし2を決定する。

附 則

この設置要綱は、制定の日（平成27年1月15日）から施行する。